

令和四年十一月十日 青森県議会第二百十二回定例会会議録 第五号

令和四年十二月六日（火）議事日程 第五日

午前十時三十分開議

第一、議案第二十七号についての知事提案理由説明

第二、議案第二十号に対する質疑

第三、議案第一号から議案第十九号まで、議案第二十一号から議案

第二十六号まで及び報告第一号から報告第三号まで等に対

する質疑

第四、議案第二十六号委員会付託省略

第五、議案第一号から議案第二十五号まで委員会付託

第六、請願委員会付託

第七、議長休会提議

本日の会議に付した事件

第一、議案第二十七号についての知事提案理由説明

第二、議案第二十号に対する質疑

第三、議案第一号から議案第十九号まで、議案第二十一号から議案

第二十六号まで及び報告第一号から報告第三号まで等に対

する質疑

第四、議案第二十六号委員会付託省略

第五、議案第一号から議案第二十五号まで委員会付託

第六、請願委員会付託

第七、議長休会提議

午前十時三十分開議

出席議員 四十六名

議長 三橋 一三

副議長 蛭 沢 正 勝

一 番 三 橋 一 三

二 番 成 田 陽 光

三 番 山 本 知 也

四 番 福 士 直 治

五 番 大 崎 光 明

六 番 木 明 和 人

七 番 和 田 寛 司

八 番 小 比 類 卷 正 規

九 番 谷 川 政 人

十 番 鶴 賀 谷 貴

十一 番 田 中 満

十二 番 吉 俣 洋

十三 番 山 口 多 喜 二

十四 番 山 口 多 喜 二

十五 番 鳴 海 恵 一 郎

十六 番 花 田 栄 介

十七 番 齊 藤 爾

十八 番 菊 池 憲 太 郎

十九 番 寺 田 達 也

二十 番 吉 田 絹 恵

二十一 番 今 博

二十二 番 松 田 勝

二十三 番 関 良

二十四 番 一 戸 富 美 雄

二十五 番 工 藤 義 春

二十六 番 蛭 沢 正 勝

二十七 番 高 橋 修 一

二十八 番 工 藤 慎 康

二十九 番 夏 堀 浩 一

三十 番 榑 引 ユ キ 子

三十一 番 山 谷 清 文

三十二 番 畠 山 敬 一

三十三 番 安 藤 晴 美

三十四 番 川 村 悟

三十五 番 渋 谷 哲 一

三十六 番 丸 井 裕

三十七 番 山 田 知

三十八 番 岡 元 行 人

三十九 番 工 藤 兼 光

四十 番 森 内 之 保 留

四十一 番 清 水 悦 郎

四十二 番 越 前 陽 悦

四十三 番 阿 部 広 悦

四十四番 田中順造 四十五番 伊吹信一
四十六番 田名部定男 四十七番 鹿内博
欠 員 二名
十三番 四十八番

出席事務局職員

局長 田中道郎 次長 石岡勇一
総括主幹 佐々木真也 総括主幹 高橋正樹
総括主幹 中野弥寿喜 主幹 古川祐子
専門員 堀越聡子 主幹 前川好之
主幹 荒井千万人

地方自治法第百二十一条による出席者

知事 三村申吾
副知事 青山祐治
副知事 柏木司
総務部長 小谷知也 次長 豊島信幸
企画政策部長 東直樹 財政課長 千葉雄文
環境生活部長 石坂直人
健康福祉部長 永田翔
商工労働部長 三浦雅彦
農林水産部長 赤平次郎
県土整備部長 宮本健也
観光国際戦略局長 堀義明
教育長 和嶋延寿 教育次長 吉田忠一
警察本部長 磯丈男 警務部長 齋藤千尋

○議長（三橋一三） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 追加議案上程及び提案理由説明

○議長（三橋一三） 知事より、お手元に配付のとおり議案等が送付されましたので、報告いたします。《登載省略》

議案第二十七号を議題とし、知事の説明を求めます。——知事。

○知事（三村申吾） おはようございます。ただいま上程されました追加提出議案の概要について御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

議案第二十七号「令和四年度青森県一般会計補正予算案」は、国におきまして、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を施行するための令和四年度補正予算が、去る十二月二日に成立したこと等に伴い、公共事業関係費及び国庫補助事業費について、国からの追加割当てが見込まれることから、これに係る所要の予算措置を講ずることとしたものであります。

その結果、今回の補正予算額は、歳入歳出とも二百八十六億三千六百十万円余となり、これと既決予算額及び今定例会に既に提案しております補正予算額とを合計いたしますと、令和四年度青森県一般会計の予算規模は、八千二百四億六千四百四十万円余となります。

以下、歳出予算の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、一般公共事業費については、二百四十六億六千万円余を計上いたしました。

その主なるものとして、道路関係では国県道道路補修事業費等九五億九千四百七十万円余、河川海岸関係では総合流域防災事業費等七十一億八千八百五十万円余、農村整備関係では経営体育成基盤整備事業費等四十七億八千二百五十万円余、漁港関係では水産流通基盤整備

費等十一億六十万円を計上いたしております。

また、国直轄事業負担金については、土地改良、道路、河川海岸及び港湾に係る分として十三億二千四百二十万円余を計上いたしました。

次に、国庫補助事業費については、国が全国旅行支援の年明け以降の実施を決定したことに伴い、現在、十二月二十七日までの期間として実施しております青森県おでかけキャンペーン全国版の延長に要する経費二十六億五千八百十万円余を計上いたしました。

なお、今回の補正予算では、速やかな執行が必要な公共事業関係費など、現時点で予算措置が可能なものについて対応したところでありますが、今般の国の補正予算に基づくそのほかの施策については、引き続き制度の詳細把握に努め、今後の補正予算等において、適切に対応していきたいと考えています。

以上が歳出予算の概要であります。
次に、歳入について申し上げます。

今回の補正予算の主なる財源としては、国の財源措置の内容を踏まえ、歳出との関連において、国庫支出金、県債等を計上したほか、普通交付税十一億七千五百三十万円余を計上いたしました。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げますが、議事の進行に伴い、御質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細に御説明申し上げますと思います。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（三橋一三） 五分間休憩いたします。
午前十時三十五分休憩

午前十時三十八分再開

○議長（三橋一三） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

◎ 議案第二十号に対する質疑

○議長（三橋一三） 議案第二十号を議題といたします。

地方自治法第一百七十七条の規定により、蛭沢正勝議員を除外いたします。

議案第二十号に対する質疑を行います。

質疑は議題外にわたらないように願います。

二十番吉田絹恵議員の発言を許可いたします。——吉田議員。

○二十番（吉田絹恵） おはようございます。

議案第二十号「公の施設の指定管理者の指定の件」、白神山地ビジターセンターの指定管理についてお伺いいたします。

白神山地ビジターセンターが指定管理者の更新を迎えています。私も以前、常任委員会の調査でビジターセンターを見学いたしました。

自然にすっぽり包まれている雰囲気は大変気持ちがよく、中にいて大自然を感じることができました。すばらしい施設という記憶が残っております。これまでと同じく青森県森林組合連合会ということですが、

これまでの取組実績などが評価されているものと認識しています。

そこで、まずは、白神山地ビジターセンターの利用実績についてお伺いいたします。

○議長（三橋一三） 環境生活部長。

○環境生活部長（石坂直人） 平成十年に開館した白神山地ビジターセンターでは、平成十八年度から指定管理者制度を導入しており、同年度の入館者数は五万三千百一人でした。その後は、東日本大震災や台風などの自然災害、大規模修繕のため、施設の一部を休館した年度等を除き、平成三十九年度までは五万六千人前後で推移していました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和

元年度の入館者数は四万七千三百五十五人、令和二年度は二万四千四百六十八人、令和三年度は二万六千五百八十八人と大きく減少しました。

今年度は、四月に展示物のリニューアルを行い、入館者数の増加を見込んでいたところですが、八月に発生した大雨などの影響もあり、十月末時点の入館者数は二万七千三百九人と、前年同月比で二割の増加にとどまっております。

○議長（三橋一三） 吉田議員。

○二十番（吉田絹恵） 新型コロナの影響により入館者数が減少したとのことで、また、今年度は大雨等の影響もあるようですが、展示のリニューアルもされたと伺いましたので、新型コロナの影響がなくなれば、お客さんも戻ってくるのではと期待しております。

白神山地ビジターセンターは、平成十八年度から指定管理者制度を導入しており、今回が第六期目の指定管理期間となるということです。

そこで、指定管理者制度を導入した効果についてお伺いいたします。

○議長（三橋一三） 環境生活部長。

○環境生活部長（石坂直人） 白神山地ビジターセンターにおいて、平成十八年度から指定管理者制度を導入したことにより、休館日については、それまでの週一日が、四月から十二月までのオンシーズンは月一日、一月から三月までのオフシーズンは週二日となり、年間の開館日数が増加しました。

また、開館時間についても、四月から十月までは、それまでの午前九時から午後四時三十分までが、午前八時三十分から午後五時までに拡大したほか、教育旅行などの団体客からの要請による時間外開館など、利用者のニーズに応じた弾力的な運営が行われるようになりました。

さらに、指定管理者独自の人材やノウハウに基づくトレーニングなどの自主事業の充実に加え、管理・運営経費についても、指定管理者制度導入前の平成十七年度が約一億三百万円だったのに対し、直近の

令和三年度は約六千九百万円となり、約三千四百万円の削減が図られています。

○議長（三橋一三） 吉田議員。

○二十番（吉田絹恵） 開館日数の増加、開館時間の弾力化や経費の節減が図られ、民間事業者等のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的として導入された指定管理者制度の効果が十分発揮されているものと感じました。

十月八日、九日の両日も、様々な体験を通して自然と人との関わりについて理解を深めてもらう取組として、ふれあいデーを開催し、多数の参加でにぎわったことです。このようなイベントも、今後とも理解を深めていくために大切なことだと思えます。

北海道・北東北の縄文遺跡群が昨年度世界文化遺産に登録され、本県が二つの世界遺産を持つことになり、改めて世界自然遺産の白神山地にも注目が集まっていると感じます。

また、来年度は、白神山地が世界遺産に登録されてから三十年の節目を迎えるということでもありますので、来訪者が増加することが想定され、白神山地ビジターセンターの役割もますます重要になると思いますので、引き続き、効果的、効率的な運営をお願いいたします。

本質問を終わらせていただきます。

○議長（三橋一三） 二十四番一戸富美雄議員の発言を許可いたします。——一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） 青和会の一戸です。それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

議案第二十号「公の施設の指定管理者の指定の件」、白神山地ビジターセンターの指定管理についてお伺いしたいと思います。

この白神山地ビジターセンターは、先ほど吉田議員からも出ましたけれども、一九九八年の開館から今年で二十四年目になると受け止めています。ビジターセンターの役割はたくさんあると思えますけれども、

世界自然遺産の白神山地の魅力をつぶさに紹介するとともに、自然との共生をテーマに考察、学習するといった施設として、今日に至っていないのではないかと思っています。

そしてまた、先ほどの答弁でもありましたけれども、一九九八年の開館以来、初めて大規模な展示のリニューアルをして、四月二十六日にオープンしたと。そのリニューアルした内容については、スマートフォンを使ったAR、つまり拡張現実映像や、あるいはVR（仮想現実）を活用した体験ブースなどを新たに導入したと聞いて、若い方々も親しみやすいビクターセンターになったとお聞きしています。このように、リニューアルしたビクターセンターの維持管理については、これまで以上にきめ細かな管理が必要になってくると思っています。

そこでまず、白神山地ビクターセンターの指定管理者候補者の選定経緯についてお伺いしたいと思います。

○議長（三橋一三） 環境生活部長。

○環境生活部長（石坂直人） 白神山地ビクターセンターの次期指定管理者の選定に当たっては、青森県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針に基づき、外部の有識者三名を含む五名の委員で構成する審査委員会を設置し、今年六月二日の第一回審査委員会において、募集要項、指定管理者が行う業務の水準書及び候補者の選定要領を決定いたしました。

その後、六月十五日から八月十八日までの期間で指定管理者を公募したところ、一者から応募があり、九月二十二日の第二回審査委員会では書類審査及びヒアリングによる審査を行った結果、青森県森林組合連合会が指定管理者として適当であるとされたことから、同連合会を令和五年度からの指定管理者の候補者として選定したところです。

○議長（三橋一三） 一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） 外部からの三名の委員をもって論議をして指定に至ったということでは、まず規定に沿った指定なのかなと思

っています。

国のこういった行政改革、あるいは構造改革によって、官から民への流れが、指定管理者制度そのものも大分拡大してきていると思っておりますし、その指定管理者の指定期間、それぞれの期間というのは、単年から複数年にまたがっていると受け止めているわけでありませけれども、そこでまず、平成三十年から今年度までとなる今期の指定期間を、それ以前の三年から五年に変更したことによる効果、三年から五年と長くなったわけではありますが、その効果についてどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（三橋一三） 環境生活部長。

○環境生活部長（石坂直人） 白神山地ビクターセンターの指定期間を三年から五年に延長したことを受けて、指定管理者においては、これまで以上に中長期的視野に立った自主的な人材育成の取組が見られるようになっていきます。

具体的には、来館者に対する一方的な説明ではなく、会話や問いかけなど双方向でのやり取りを通じて、白神山地の自然、文化、歴史などの普遍的価値をより深く理解してもらうため、コミュニケーション力向上の研修などを行っています。

また、多くの職員が公益財団法人日本自然保護協会が主催する自然観察指導員向けの講習会を定期的に受講し、最新の知見を学んでいるほか、ラフティングなどの白神山地観光資源アクティビティを自ら体験するなど、資質の向上に積極的に取り組んでいます。

来館者からは、白神山地への関心が高まった、専門的な内容なのに説明が分かりやすかったなどの評価をいただいているところであり、県としては、指定期間の延長による効果と考えております。

○議長（三橋一三） 一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） 中長期的な視点に立った取組ができるようになる、あるいは専門的なコミュニケーションの技術が高まってき

たというふうになるわけでありませけれども、三年から五年というところで、そして二回目ということになると、その進め方について、これからまた県としての関わりを十分持ちながら、指導していただきたいと思えます。

そして、先ほども言いました開館から二十四年、今、大きなリニューアルをしましたけれども、今後、建物の老朽化等も当然考えられるわけでありませから、県と管理者の経費の区分についても、ある程度明確にしていくことが必要だと思えます。

そこで、施設の修繕に係る県と指定管理者の経費負担についてお伺いしたいと思います。

○議長（三橋一三） 環境生活部長。

○環境生活部長（石坂直人） 県では、白神山地ビジターセンター指定管理者との間で、指定期間を通じての基本的な事項を定めた基本協定を締結しており、その中で、施設や設備等の損傷については、一件当たり十万円未満の小規模な修繕の場合は指定管理者が負担し、改修や大規模修繕の場合は県が負担すると規定しています。

なお、平成十年に開館した当該施設は、施設全体に老朽化が進んでいることから、県では、平成二十九年度に青森県公共建築物長寿命化指針に基づく長期保全計画を策定し、現在、冬場の来館者が減少する期間を利用し、この計画に沿って、県の負担により、館内の空調・電気設備などの大規模修繕を行っているところであり、来年三月に完了予定となっています。

○議長（三橋一三） 一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） 今お聞きして、十万円未満のものについては指定管理者、それ以外のものについては県がしっかりと管理する。そしてまた、修繕についても、現在実行中ということでありませ。

いずれにしても、ビジターセンターのこれからの役割というのは、白神山地世界自然遺産登録三十年に合わせて大変中心的な建物になっ

てくると思っておりますし、コロナが明けると多くの皆さんが来場するということでは、指定管理者、そして県がビジターセンターの管理運営をしっかりとしていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（三橋一三） これをもって議案第二十号に対する質疑を終わります。

蛭沢正勝議員の除斥を解きます。

執行部を入れ替えます。

◎ 議案等に対する質疑

○議長（三橋一三） 議案第一号から議案第十九号まで、議案第二十一号から議案第二十六号まで及び報告第一号から報告第三号まで等を一括議題とし、質疑を行います。

質疑は議題外にわたらないように願います。

四番福土直治議員の発言を許可いたします。——福土議員。

○四番（福土直治） 改めまして、おはようございます。自由民主党の福土直治でございます。通告に従いまして、順次質問を行いたいと思えます。

議案第一号「令和四年度青森県一般会計補正予算（第三号）案」について伺います。

今回の補正予算は、原油高騰、物価高騰等への対策、本年八月三日からの大雨被害に係る災害対策、そして、長引く新型コロナウイルス感染症への対策が盛り込まれ、天災、人災の影響から県民の生活を支える事業が主となっているものと受け止めております。今回提案されております補正予算の取組による効果が、一日も早く、より多くの県民の皆様実感していただき、現下の厳しい環境にあっても前進していく力となっていたいただきたいと思います。そうした観点も踏まえまし

て、順次質問をしていきたいと思えます。

まずは、歳出七款一項六目「地域産業費」、中小企業者等燃料価格高騰対策緊急支援事業の取組等について伺います。

世界的に原油価格等の高騰により、光熱費をはじめ、食品等、多くの生活必需品が価格高騰を続けております。国でも多くの様々な施策を打ち出しておりますが、県内事業者の経営を支えるためには、本県としても早急な支援が求められると考えます。

そこで、原油・原材料価格等が高騰している中、県内中小企業者等に対して、県ではどのような支援を行っていくのか伺いたいと思えます。

○議長（三橋一三） 柏木副知事。

○副知事（柏木 司） 本年十月に県が実施した新型コロナウイルス感染症等に伴う影響調査におきまして、原油、原材料等の高騰などについて、影響があったと回答した事業者の割合は九割を超えておりまして、特に飲食・宿泊業においては、全ての事業者が影響があったと回答しております。また、ウクライナ危機や急激な円安等により、原油・原材料価格のさらなる高騰が見込まれており、県内中小企業者等の経営そのものに大きな影響が及ぶことが懸念されております。

県は、これまで、原油・原材料価格の高騰に対応するための設備更新などに対する助成や、県特別保証融資制度による金融面での支援などを行ってきたところですが、現下の状況を踏まえ、今般、県内中小企業者等が電力等のエネルギーコストがかさむ冬期間においても、不安を抱えることなく安定的に事業を継続できるよう、県独自の支援金制度を創設することとしたところであります。

県といたしましては、冬期間のエネルギーコストの増加に対する県内中小企業者等の負担を軽減し、地域経済の維持、回復に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（三橋一三） 富士議員。

○四番（富士直治） 県内の九割の皆さんが影響があったというアンケート調査ということで、県内の多くの事業者が価格高騰の影響を受けているということでありました。これから本格的な冬を迎えて、さらにエネルギーコストが増加し、経営への負担が重くのかかっているわけですが、それでは、本事業の概要について伺いたいと思えます。

○議長（三橋一三） 商工労働部長。

○商工労働部長（三浦雅彦） 本事業の対象者は、県内に事業所を有する大企業以外の法人や個人事業主とし、国や県において、原油・原材料価格の高騰の影響を緩和するための対策等が講じられている農林漁業者や、本事業と同様の国（後刻「県」に訂正）の支援金の給付を受ける交通事業者及び医療・福祉施設等については、対象外としております。

給付金額は、一事業者当たり、法人十万円、個人事業主五万円としております。

給付を受けるための主な要件については、一つとして、本年一月から十二月までの間の任意の連続する二か月間の売上高が、令和元年から令和三年までのいずれかの年の同期比で三〇%以上減少していること、二つとして、直近の事業年度の売上高が、法人の場合は二百四十万円以上、個人事業主の場合は百二十万円以上であること、三つとして、現在、県内で事業を継続し、今後も事業継続に向けた意思があることとしております。

最初の答弁の途中で私が一つ読み間違えておりまして、本事業と同様の県の支援金の給付を受ける交通事業者及び医療・福祉施設等については対象外とする、というのが正しかったです。大変失礼いたしました。

○議長（三橋一三） 富士議員。

○四番（富士直治） ただいま御答弁のとおり、売上高が三〇%以上

の減少、そして、その売上高は、法人で二百四十万円以上、個人事業主では百二十万円以上が必要であることなど、給付を受けるための要件について御答弁がございました。

そこで、中小企業者等燃料価格高騰対策緊急支援金の給付要件について伺いたいと思います。

○議長（三橋一三） 商工労働部長。

○商工労働部長（三浦雅彦） 給付要件のうち、売上高の減少率につきましては、昨年度実施した中小企業者等事業継続支援金給付事業や、他県の類似する支援事業を参考に、事業継続に支障を来すラインとされる減少率三〇％以上としています。

また、直近の事業年度の売上高については、今後も継続して事業を行うことが期待できる目安として、少なくとも年間のエネルギーコストが本事業の給付金額を上回る事業規模であることとしています。このため、総務省等のデータに基づき、県内における事業所数が高い割合を占め、かつ電気・ガス料金等のエネルギーコストが高い個人事業主である飲食業を指標として、売上高に占めるエネルギーコストの割合から年間売上高を算出し、個人事業主は百二十万円以上、法人はその倍額の二百四十万円以上としたものがございます。

○議長（三橋一三） 福士議員。

○四番（福士直治） 飲食業等は厳しい経営環境の中にあつて、事業者の皆さんは自らの努力だけではカバーできないほど御苦勞されている方もたくさんいらっしゃると思います。県におかれましては、速やかかつ適正な支給をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、歳出六款四項五目「土地改良事業費」、農業水利施設管理電力価格高騰緊急対策事業費補助の内容等について伺いたいと思います。

まずは、本事業の目的及び内容について伺います。

○議長（三橋一三） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） 本事業は、電力価格が高騰する中で、ダムや頭首工、揚排水機場などの農業水利施設の安定的な管理に向けて、土地改良区の費用負担の軽減を図ることを目的としています。

事業内容につきましては、令和四年四月から十二月までの期間において、農業水利施設の管理に要した電気料金のうち、価格高騰に係る土地改良区負担分を支援するものであります。

○議長（三橋一三） 福士議員。

○四番（福士直治） それでは次に、本事業の実施によりまして、期待される効果について伺います。

○議長（三橋一三） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） 本事業の実施によりまして、県としましては、農業者が土地改良区に支払う賦課金の上昇が抑えられ、生産資材価格の高騰など、厳しい経営状況にある農業者の経営維持が図られるとともに、土地改良区の経営の安定に資するものと考えています。

また、引き続き、農業水利施設が適切に管理されることで、農業用水の安定供給をはじめ、豪雨による浸水被害防止など、農業水利施設が有する多面的機能の維持にもつながることが期待されます。

○議長（三橋一三） 福士議員。

○四番（福士直治） 本事業の目的は、電力価格高騰によりまして、費用負担が増加している農業者への支援だと受け止めました。この事業の主な対象は米農家になると考えますが、今年は大雨被害に追い打ちをかけるように、資材や燃料費等の経費高騰で非常に苦しい経営状況にあると考えます。この事業によりまして、少しでも農家の負担軽減がなされ、一次産業県であります本県の生産基盤の維持につながるように、よろしくお願いしたいと思います。

そして、先ほど御答弁にもありましたが、本事業は、土地改良区を通して価格高騰分を支援するという立ってつけになっております。一点だけ申し上げますと、地域によりましては土地改良区がなく、水利組

合等をつくって水利施設を運用している地域もございます。そうしたケースにつきましては、県が土地改良区以外の任意団体も含めた全てを把握することは難しいと思いますので、より地元に近い市町村との役割分担という関係になるかと思えます。ぜひ県におかれましては、そういった場合におきましても、情報共有等、市町村と連携を取りながら、できるだけ広く、農家の皆さんにとりまして、影響の緩和が図られるよう取り組んでいただきたいと思えます。

次に、歳出七款二項一目「観光振興費」、冬季観光需要喚起対策事業の取組等について伺いたいと思えます。

まず、本事業の概要について伺います。

○議長（三橋一三） 観光国際戦略局長。

○観光国際戦略局長（堀 義明） 本事業は、原油価格高騰の影響を受けている観光事業者の負担軽減に向け、冬季誘客の促進を図るものであり、観光庁が旅行需要の分散を目的として実施する「平日にもう一泊」キャンペーンと連動し、県内観光施設等で利用できるクーポン券を付与するほか、平日の宿泊を伴う旅行商品の造成を促進するとともに、特設サイト等での情報発信を行うものです。

また、これらの取組と併せ、各種メディアや首都圏主要駅での広告などにより、本県冬季観光情報を集中的に発信し、閑散期でもある冬季の誘客促進を図ることとしております。

○議長（三橋一三） 福士議員。

○四番（福士直治） クーポンを利用したり、メディア、広告など、また、官公庁のキャンペーンとも連携しながら、閑散期となる本県の冬季の誘客促進を図っていくことでありました。

本県では、八月の大雨被害によりまして、観光資源にも大きな被害を受けました。特に鱒ヶ沢町、深浦町を含む西海岸地域の被害状況は、報道等で皆さんも御存じのところではあると思えますが、西海岸地域は本県有数の観光地でもございます。大雨被害からの復興・復旧のた

めにも、特に力を入れるべき地域の一つであると考えます。

そこで、本事業の効果をもたらす大雨により被害が生じた西海岸地域の観光復興にも波及させる必要があると思えますが、県の考えについて伺いたいと思えます。

○議長（三橋一三） 観光国際戦略局長。

○観光国際戦略局長（堀 義明） 議員御指摘のとおり、本年八月の大雨により、西海岸地域では道路や鉄道等に大きな被害が発生し、現在も一部区間が運休するなど、観光面への影響が残っていることから、同地域の観光回復に向けた取組が不可欠であると考えております。

このため、冬季の平日宿泊を促すキャンペーンでは、旅行会社に対して西海岸地域への旅行商品造成を重点的に働きかけるほか、冬季誘客プロモーションや、SNSで強い影響力を持つインフルエンサーの情報発信においても、地域の観光資源を積極的にPRすることとしており、本事業が同地域への誘客にしっかりと結びつくよう取り組んでまいります。

○議長（三橋一三） 福士議員。

○四番（福士直治） 観光需要の回復が地域の振興につながるということが共通認識であるということを理解いたしました。御答弁にありましたとおり、積極的なPRと誘客促進をよろしくお願いしたいと思えます。

次に、歳出十一款二項二目「現年発生河川等災害復旧費」、八月三日からの大雨被害への対応について伺います。

それではまず、県費単独河川等災害復旧事業費の補正内容について伺います。

○議長（三橋一三） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） まず、今年八月三日からの大雨による道路や河川等に係る被害のうち、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となるものは、五百三十九か所、約百九十七億円であり、

平成以降で最大の規模となっております。

加えて、今般の大雨では、国庫負担法の対象とならない百二十万円未満の小規模な護岸や道路のり面の被災のほか、維持管理の範疇とされる河道閉塞や道路への土砂の堆積なども多数発生したところです。

今回御審議いただいている県費単独河川等災害復旧事業費は、このような国庫負担法の対象とならない百二十七か所に及ぶ県管理公共土木施設の復旧費用などであり、二億八千五百万円を計上しています。

○議長（三橋一三） 福士議員。

○四番（福士直治） 小規模な災害対策工事にも柔軟に対応するための補正であると理解いたしました。

私は、自宅から県庁に車で移動する間でも、八月の大雨被害によって道路の路肩が崩れて、バリケードで片側通行になっている箇所や、斜面が崩落してブルーシートで仮養生している箇所等、大小様々な被害箇所が見受けられます。こういった箇所がいつまでに復旧するのか、その復旧スケジュールは、住民には大きな関心事であります。

そこで、東青管内における被災した公共土木施設の本復旧に向けた取組状況について伺いたいと思います。

○議長（三橋一三） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 東青管内における国庫負担法の対象となる公共土木施設の被害は、四十か所、約十億円となっております。

これらの箇所のうち、早急に対策が必要であった外ヶ浜町三厩地区の増川川について応急工事を実施したところですが、先月、この箇所も含めた被災箇所について、国による災害査定が実施されたところであり、今後は、国道三百三十九号の外ヶ浜町三厩梨ノ木間工区など緊急性が高い箇所から順次復旧工事を発注することとしております。

また、国庫負担法の対象とならない今別川での小規模な堤防補修等についても、今回補正する県費単独河川等災害復旧事業費により対応することとし、被災した公共土木施設の早期復旧に努めてまいります。

○議長（三橋一三） 福士議員。

○四番（福士直治） よろしくお願いしたいと思います。

大雨被害の直後には、副知事も被災地におきまして現地調査をしていただき、速やかな復旧と再発防止への対策を約束していただきました。

また、国の国土強靱化計画により推進された河川内の流木や土砂堆積の撤去が行われた地域では、大雨の影響が大幅に抑制されたというお話もお聞きいたしました。災害は、起こる前の予防策、そして再発防止が重要であると考えます。今後も市町村と連携を密にしながら、早期復旧に努めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、歳出二款二項三目「地域振興費」、元気な地域づくり支援事業費補助の内容等について伺いたいと思います。

まず、今回の補正予算の概要について伺います。

○議長（三橋一三） 企画政策部長。

○企画政策部長（東 直樹） 本年八月三日からの記録的な大雨により、県内の広い範囲において甚大な被害が発生し、住民生活のみならず、商工業や観光業、農林水産業などの地域経済へも大きな影響を及ぼしました。

被災市町村では、大雨災害からの早期の復興を図るため、被害の実情に応じた様々な支援策を独自に実施しており、多額の財政負担が生じていることから、県の支援を求める声が市長会、町村会などからも上がっているところです。

このような状況を踏まえ、被災市町村においては、特に復興のための地域活性化事業の緊急性、必要性が高まっていると考え、今回、十一月補正により、元気な地域づくり支援事業費補助事業を六億円増額し、被災市町村が独自に行う大雨災害からの復興のための地域活性化事業等に対して、臨時的に支援を行うこととしたものです。

○議長（三橋一三） 福士議員。

○四番（福士直治） 大雨被害に対して市町村が独自に行う復興、特に地域活性化のための事業を支援するものと理解いたしました。

それでは、本事業の具体的な支援内容について伺いたいと思います。

○議長（三橋一三） 企画政策部長。

○企画政策部長（東 直樹） 支援対象とする事業は、市町村が独自に実施する地域コミュニティの再生や観光振興、地域の消費需要の喚起など、被災地復興のための地域活性化に資する事業のほか、被災事業者の事業継続や商店街のにぎわい創出、農林水産事業者の復興支援など、被災事業者の復興支援に資する事業を想定しています。

また、補助率は原則として三分の二、対象事業限度額は、被災者生活再建支援法の適用を受けた外ヶ浜町、鱈ヶ沢町及び深浦町が、一町につき一億五千万円、その他被災市町村が、一事業につき千五百万円とし、被災状況や支援策の内容等に応じ、複数事業への支援も想定しているところです。

なお、原則として、住民や事業者に対する直接的な支援金は対象外としていますが、被災者生活再建支援法の適用を受けた三町については、国及び県の被災者生活再建支援金の対象とならない半壊以上の世帯に対する支援金について補助率を三分の一とし、特例的に認めることとしています。

○議長（三橋一三） 福士議員。

○四番（福士直治） 被災者生活再建支援法の適用を受けた鱈ヶ沢町、深浦町、そして外ヶ浜町の三町には、特に手厚い支援をいただけているということでございました。また、特例的ではありませんが、三町が行った住民、事業者に対する直接的な支援にも対応していただけると。補助率はちよつと下がるということではありますけれども、大変特例的ではありますけれども、今回は大変な被害を受けた三町でありますので、住民の皆さんも喜んでいただいていると思います。

そこで、被災市町村の財政状況を踏まえまして、速やかな支援をすべきと考えますが、交付スケジュールについて伺いたいと思います。

○議長（三橋一三） 企画政策部長。

○企画政策部長（東 直樹） 本補助金に係る事務については、事務を委任されている各地域県民局長が補助金交付要綱に基づき行うこととなります。

具体的には、各地域県民局において市町村から事業の申請を受け、補助目的に合致するかなどについて審査の上、交付決定を行います。

事業の完了後には、市町村からの実績報告に基づき、交付決定の内容及び条件等に沿って実施されているか審査を行った上で、補助金を確定し、交付することとなります。

今後のスケジュールについては、補正予算の成立後、早急に市町村向けの説明会を開催した上で、各市町村からの具体の相談や事業の申請を受け付けるなど、できるだけ速やかに市町村を支援してまいります。

○議長（三橋一三） 福士議員。

○四番（福士直治） 被害を受けました市町村は、厳しい財政状況の中で、住民の生活を守るために様々な支援策を講じておられます。今回の県の支援は、市町村の負担軽減はもとより、住民の安心と早期復興にもつながると考えます。市町村との連携を密にしながら、御答弁にもありましたとおり、できる限り速やかな支援をお願いしたいと思います。

次に、歳出四款一項三目「予防費」、新型コロナウイルス感染症の外來診療体制の強化及び自宅療養者の対応について伺いたいと思います。

現在、本県では、新規感染者が千名を超える日も珍しくなく、第八波に入ったと理解しております。これまで様々な議論や知見を重ね、現在では、かつてのような行動制限などの特別な感染拡大防止対策を

講じなくても日々の生活を送れることはありがたいことですが、反面、感染者数の増大は医療逼迫が懸念され、医療提供体制の確保が課題となります。

全国的に新規感染症患者数が増加する中で、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念され、これから迎える年末年始は、特に期間中の医療の確保が問題となってくると考えます。

そこで、年末年始に対応する診療・検査医療機関を確保するための取組について伺いたいと思います。

○議長（三橋一三） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 発熱患者等の外来診療は、県指定の診療・検査医療機関を中心に対応する体制となっておりますが、休診する医療機関が増える年末年始には、ふだんの平日に比べて対応する診療・検査医療機関が少なくなることが予想されます。

このため、県では、青森県臨時Webキット検査センターや青森県自宅療養者サポートセンターを増強することで、必要な方に医療や支援を提供できる体制を維持、拡充していきます。

このほか、年末年始に新型コロナウイルス感染症患者の診療を行う診療・検査医療機関に対して、体制確保等に必要な費用を支援し、外来診療体制の強化を図っていきます。

○議長（三橋一三） 富士議員。

○四番（富士直治） 医療従事者の皆さんも、本来であれば休日はずっとりと休みたいところではあると思いますが、必要な方に医療や支援を提供できる体制はしっかりと確保していただきたいと思います。

次に、青森県臨時Webキット検査センターの実績について伺いたいと思います。

○議長（三橋一三） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 県では、今夏の感染拡大に対応するため、青森県臨時Webキット検査センターを設置し、重症化リスクが

低い有症状者が自宅で検査できる体制を整備いたしました。

同センターでは、十一月三十日現在で約十五万三千回分の抗原検査キットを配布し、三万二千八百八十七件の新規感染症患者の診断、登録が行われたところであり、この取組を通じて、発熱患者に対する診療・検査医療機関の負担が軽減され、重症化リスクが高い方が受診できる体制の確保に寄与しているものと考えております。

○議長（三橋一三） 富士議員。

○四番（富士直治） 発熱患者に対応する医療機関の負担が軽減されたというところでありますので、重症化リスクの高い方が受診できる体制の確保に効果があったということであると思います。

では次に、青森県自宅療養者サポートセンターによる支援の内容と実績について伺います。

○議長（三橋一三） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 県では、本年九月五日に青森県自宅療養者サポートセンターを設置し、自宅療養者に対する電話相談等の生活サポートを実施するとともに、自宅療養者が体調悪化した際に、電話診療、処方箋の作成を行うなど、自宅において安心して療養することができるよう体制を構築しているところです。

同センターでは、九月五日から十一月末までに、自宅療養者からの電話相談が一万千八百二十五件、体調悪化時の電話診療の相談として五百九十件の対応を行っております。

○議長（三橋一三） 富士議員。

○四番（富士直治） Web検査キットの利用者が十五万セットに上ることや、青森県自宅療養者サポートセンターでは一万件以上の電話のサポートがあったということでございます。医療を受ける側も、施す側も負担軽減として有効であったと理解いたします。

先ほど申し上げましたが、今年の冬はコロナとインフルエンザの同時流行が懸念されております。県におかれましても、できるだけ医

療従事者の方々の負担軽減についても、御配慮をよろしくお願いいたしたいと思えます。

最後に、債務負担行為、青森港湾計画調査費について伺います。

まずは、債務負担行為を設定する経緯及び内容について伺いたいと思えます。

○議長（三橋一三） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 現在の青森港湾計画は、平成十三年に改訂してから二十年以上が経過しており、脱炭素化やクルーズ船の増加への対応のほか、将来の港湾利用等を見据えた計画への見直しに着手する必要があるものと考えております。

また、国からの洋上風力発電基地港湾の候補地指定に関する意向調査に対し、県としては、青森港油川埠頭の指定を目指す旨の回答をしたところですが、基地港湾の指定に当たっては、港湾計画に洋上風力発電設備の基地機能を導入する区域を位置づけておく必要があります。

加えて、国からは、基地港湾の指定の必要性が高まった段階で指定に係る基準への適合性を確認し、指定の判断を行うとの方針が示されたところであり、これらを踏まえ、県としては、港湾計画の改訂を早急に進めるための経費約四千八百万円について、来年度から令和六年度までの債務負担行為を設定するものです。

○議長（三橋一三） 福士議員。

○四番（福士直治） 前回の策定から二十年以上が経過し、改訂時期を迎えているということ、また、基地港湾の指定に当たっては、港湾計画に洋上風力発電設備の基地機能を導入する区域を位置づけておく必要があるとの御答弁でございました。

それでは、青森港を洋上風力発電事業の基地港湾とする場合に、基地港湾に求められる施設の要件について伺いたいと思えます。

○議長（三橋一三） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 先ほどお答えいたしました港湾計画に洋上風力発電設備の基地機能を導入する区域が位置づけられていることのほか、基地港湾では、洋上風力発電設備のタワーやブレード、SEP船といった重厚長大な資機材を取り扱うこととなるため、それらを扱うことが可能な面積、地盤の強度、係留施設の構造安定性を有することが求められます。

また、当該港湾の利用状況、周辺海域における洋上風力発電事業の将来見通しに加えて、複数事業者による埠頭の利用見込みも要件となります。

○議長（三橋一三） 福士議員。

○四番（福士直治） 青森港で洋上風力発電事業という新たな事業が展開されるということでありまして、基地港湾設置地域の活性化だけではなく、様々な波及効果によりまして、県全体の経済効果につながることを期待したいと思えます。

以上で私からの質問を終わります。

○議長（三橋一三） ここで執行部を入れ替えます。

四十六番田名部定男議員の発言を許可いたします。——田名部議員。

○四十六番（田名部定男） 立憲民主党の田名部定男です。通告の順に従って質問してまいります。

まず第一点、議案第十四号「青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例案」及び議案第十五号「青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」、条例改正の内容等について伺います。

温室効果ガス排出量のさらなる削減を目指し、建築物の省エネ対策を一層推進するとして関係法令が改正されたとありますが、条例改正の概要について、まず伺います。

○議長（三橋一三） 県土整備部長。

○**県土整備部長（宮本健也）** 御審議いただきありがとうございます二つの手数料徴収条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律、いわゆるエコまち法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、いわゆる建築物省エネ法の規定による事務に係る手数料について、それぞれ定めているものです。

今回の条例改正は、それぞれの法律の関係告示の改正等により、精緻な計算によらずに省エネルギー性能を確認できる誘導仕様基準が新たに設けられたことから、この場合の認定手数料を定めることとしたものです。

また、共同住宅の認定の申請区分が改められたこと、省エネルギー性能に関する認定基準が統一化されたことなどから、手数料の徴収区分の変更等を行うものです。

○**議長（三橋一三）** 田名部議員。

○**四十六番（田名部定男）** 最初に断っておくのを忘れましたが、今回の質問は戸建て住宅についての質問でありますから、誤解のないようお願いします。

今、「誘導仕様基準」という言葉が県土整備部長から出ましたけれども、私が通告した質問内容は、それぞれ家を建てるときに仕様が異なるだろうと。それについて審査をどういうふうにするんですかということだったんですが、あえて今、県土整備部長の言葉を使わせていただきますが、誘導仕様基準を用いる場合、審査の内容について伺います。

○**議長（三橋一三）** 県土整備部長。

○**県土整備部長（宮本健也）** 誘導仕様基準を用いる場合の審査につきましては、住宅の窓や外壁等の外皮性能及び照明器具や暖房設備等が一定以上の仕様であるかどうかの確認をすることとなっております。

例えば、照明器具の場合でありますと、従前は個々の照明器具のエ

ネルギー消費量をそれぞれ計算して積み上げる必要がありましたけれども、誘導仕様基準ということになりますと、LED照明器具等であることを確認すれば足りるというようなこととなります。

○**議長（三橋一三）** 田名部議員。

○**四十六番（田名部定男）** 話を伺いますと、今まで資格を持った建築士がいろいろ計算するわけですが、これからの条例改正に向けては、一般の工務店とか、大工さんでもできるという話を伺いました。今、そういう計算をできる大工さんとか、工務店というのはあるんですか。

○**議長（三橋一三）** 県土整備部長。

○**県土整備部長（宮本健也）** 今回は誘導仕様基準ということで、計算を積み上げるということをしなくてもいいような基準を設けるわけでありませけれども、これまでは計算をしていたということでございますが、これまでも青森県においては、そういった計算した基準の住宅を工務店等で建てている。かなりの数が青森県では既に建てられているということでございますので、複雑な計算ではありませんけれども、県内の工務店等でも実施できるものと考えております。

○**議長（三橋一三）** 田名部議員。

○**四十六番（田名部定男）** 資料を見ましたら、簡易な方法が取られているということが書いてありました。これはどなたが審査をするんですか。

○**議長（三橋一三）** 県土整備部長。

○**県土整備部長（宮本健也）** こういった計画建築物ですとか、計画の認定を行いますのは、建築主事がおります県、それから青森市、弘前市及び八戸市となっております。青森市、弘前市、八戸市以外の市町村では県が行うこととなります。

○**議長（三橋一三）** 田名部議員。

○**四十六番（田名部定男）** 次に移りますが、令和七年（二〇二五年）

において、全ての戸建て住宅にも省エネ基準への適合が義務化された場合、この認定を受けることは必須なのかどうかということをお聞きします。

○議長（三橋一三） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 令和七年には、新築または増改築を行う全ての戸建て住宅に省エネ基準への適合が義務づけられる予定となっております。

一方で、低炭素建築物や建築物省エネ法の性能向上計画の認定を受けるためには、義務づけとなる省エネ基準を上回る誘導基準に適合させることが要件となります。このため、省エネ基準への適合が令和七年に義務づけられても、例えば容積率の緩和措置や税制優遇を受けた方が低炭素建築物等の認定を任意で受けるものでありまして、この省エネ基準への適合が義務づけ、必須となるものではございません。

○議長（三橋一三） 田名部議員。

○四十六番（田名部定男） 頂いた資料を見ますと、省エネ効果による削減量と再エネ利用設備で得られるエネルギー量の合計値が基準一次エネルギー消費量の五〇%以上であることと。普通の人はこれは計算できるでしょうか。なかなか難しいと思うんですけども、こういう提案をしたからには、できるといふ判断の下に提案していると思います。いかがでしょうか。

○議長（三橋一三） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） それにつきましては、先ほどもお答えいたしましたけれども、県、それから三市の担当でしっかりと対応させていただきますこととなります。

○議長（三橋一三） 田名部議員。

○四十六番（田名部定男） エネルギー関連の仕事をした人は分かると思うんですが、一次エネルギー消費量というのがありました。一般の人は一次エネルギーというのは分かるんですかね。なかなか難しい

と思いますよ。では、二次エネルギーとは何なのかということになりますけれども、こういう理解にちよつと時間がかかるような言葉がいっぱい出てきます。もう少し簡易な方法で、一般にも分かりやすいような方法で言葉を並べるべきではないのかという思いで、今このことを取り上げてみました。

一次エネルギーというのはどういうものなのか、二次エネルギーとはどういうものなのか、恐らくぱつと出てこないと思いますが、そういう面から見て、義務化された場合の影響はかなりのものがあるんじゃないかと思いますが、そういうことを含めて周知することが難しいと思いますから、遺漏のないようお願いしたいと思います。

さて、次ですが、建築主にとって計画の認定を受けることの利点、メリットについて伺います。

○議長（三橋一三） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 建築主にとって計画の認定を受ける利点は、省エネ設備の設置面積を容積率算定の基礎となる床面積から一定限度まで除外することが可能となる特例を受けられることとなります。

加えまして、低炭素建築物の認定を受けた戸建て住宅は、住宅ローン減税や登録免許税等の優遇を受けられること、フラット35の住宅ローンにおいて、通常より低い金利が適用されることとなります。

さらに、国が実施している地域型住宅グリーン化事業に取り組む工務店グループが認定住宅を建築する場合には、最大で百四十万円の補助が受けられることとなります。

○議長（三橋一三） 田名部議員。

○四十六番（田名部定男） 頂いた資料のことを言いますが、容積率が一〇%までいいと。その利点ということを見まして、優遇措置ですが、令和四年から五年まで減税額の上限を引き上げることになるんですね。四百五十五万円。令和六年から令和七年までは四百九万五千円

という話が資料に載っていました。

令和五年までに新築の建築確認を受けた場合、百八十二万円とありますけれども、面積から除外したところでこれを本当に利点と考えられるのでしょうか。次の質問にも関係することですが、その辺、ちょっと疑問に思うものですからあえて伺うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（三橋一三） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 議員からは疑問だという話もございましたけれども、我々所管している者としては利点だと思っておりますし、議員のほうにも渡っております国が作ったパンフレットにもメリット、利点として書かれておりますので、国としても利点だと考えているということだと思います。

○議長（三橋一三） 田名部議員。

○四十六番（田名部定男） では、次に移ります。

計画認定が可能な住宅は建築費用が増えると思います。容積率が1%増えることが認められるわけですが、このことについてどのように考えているのか伺います。

○議長（三橋一三） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 低炭素建築物の認定が可能となる戸建て住宅を例といたしますと、断熱性能が高い材料の使用や、効率のよい冷暖房設備の設置に加え、太陽光発電などの再生可能エネルギー利用設備の導入等が必要となりますので、一般的な戸建て住宅に比べますと、建設費用は高くなると考えます。

一方で、住宅の高断熱化と設備機器の効率がよくなることによる省エネに加えて、再生可能エネルギー利用設備により創出されるエネルギーを利用することから、一般的な戸建て住宅に比べると、ランニングコストにつきましては、抑えられるものと考えております。

○議長（三橋一三） 田名部議員。

○四十六番（田名部定男） 初期投資とランニングコストの比較において、家を建てる人がどう判断するかかかってくると思いますが、ランニングコストについては、やってみないと分からないところもあるんですが、難しい課題として受け止められるんじゃないでしょうか。私もどうすればいいかというのは分かりませんが、大変問題をはらんでいるという思いが今しておりますので、意見として申し上げます。

次に移りますが、住宅の計画認定に係る手数料であります。私は必要とすべきじゃないのかと思うんですが、県の考えを伺います。

○議長（三橋一三） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 戸建て住宅の計画認定に係る手数料は、認定を受ける特定の者のための事務に対する対価として設定するものであること、また、認定を受けることによって、一般的な戸建て住宅に比べ、税制優遇、住宅ローン減税及び建築に対する補助など、手数料負担を大きく上回る国等の支援が受けられること等を勘案すると、手数料を不要とすることは、公平性の観点から妥当ではないと考えております。

○議長（三橋一三） 田名部議員。

○四十六番（田名部定男） 私は思うんですけども、要するに、この条例を活用するというところに誘導していかなきゃならないわけですね。そうすると、建てる人は、低炭素住宅を建てることに誘導されたわけですね。それと同時に、条例に協力しているわけです。そこに手数料、見たら四千円ぐらいだったでしょうか、取られるわけですけども、どれほどの効果があるのという思いがします。

ですから、誘導策の一つとして手数料を取らなくてもいいんじゃないか。金額の多寡じゃなくて、そう思ったものだから、言いました。頂くわけですね。

○議長（三橋一三） 県土整備部長。

○**県土整備部長（宮本健也）** 繰り返しになりますけれども、認定を受ける特定の者のための事務に対する対価であるということと、手数料を上回る大きなメリット、国の支援等があるということで、手数料を不要とすることは妥当ではないと考えております。

また、全国的に見ても、これらの手数料を不要としている自治体はないと聞いております。

○**議長（三橋一三）** 田名部議員。

○**四十六番（田名部定男）** 県の判断でできるんじゃないかと思ったものですから、今言った次第です。

次の質問に移りますが、計画認定を受けた住宅の建築費用、容積率を一〇％まで増やしてもいいということなのですが、容積率を増やすということは、建築費用も増えるわけですよ。ですから、ある程度助成したほうがこの条例に対する誘導の効果も出てくるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○**議長（三橋一三）** 県土整備部長。

○**県土整備部長（宮本健也）** 計画認定を受けた住宅については、税制優遇、住宅ローンにおける低金利の適用及び国の補助事業といった支援制度があること、一般的な戸建て住宅に比べ、ランニングコストは抑えられることを踏まえまして、県では建築費用の助成は行っておりません。

県では、引き続き、建築士や工務店向けの技術講習会の開催や、国の補助事業に取り組む県内工務店を紹介するパンフレットの作成等により、県民への制度の周知を図ってまいります。

○**議長（三橋一三）** 田名部議員。

○**四十六番（田名部定男）** 先ほどの手数料の問題とこの問題は、恐らくいい答えはないだろうと思っておりましたが、ただし、これからどういう応募があるのかを見た中で考えていく要素ではないかと思っておりますので、意見として申し上げておきます。

次に、環境生活部に質問いたしますが、令和四年度の環境生活部の事業概要には、青森県は、二〇五〇年までに脱炭素社会の実現を目指すと書かれています。今年度、令和四年度であります。目標値や取組の内容を見直すことにしているということでありませう。

国の方針としては、二〇三〇年度に二〇一三年度比四六％ CO_2 削減、二〇五〇年にカーボンニュートラルの方針を受けて、県内の CO_2 排出量削減に取り組んでいるのが事務局の環境生活部と思っておりますが、そこで、青森県地球温暖化対策推進計画に掲げる目標の達成に向けて、どのような体制で取り組んでいくのか伺います。

○**議長（三橋一三）** 環境生活部長。

○**環境生活部長（石坂直人）** 県では、青森県地球温暖化対策推進計画に掲げる目標の達成に向けて、知事を本部長とするおおもり地球温暖化対策庁内推進本部において、庁内各部署と取組の方向性を共有し、部局横断的に取り組んでいるほか、有識者などから成る青森県地球温暖化対策推進協議会において、計画の評価や進捗管理を行っています。

また、県内七十一の団体等や市町村で構成するもつたない・おおもり県民運動推進会議において、おおもり脱炭素チャレンジ宣言を採択し、脱炭素社会の実現に向けた認識を共有するなど、県民総参加による取組を推進しています。

○**議長（三橋一三）** 田名部議員。

○**四十六番（田名部定男）** これから環境生活部が中心になって、いろいろ庁内の CO_2 削減に向けて取り組んでいかなければならないと思っております。今年度末に目標値が設定されるようでありませうから、横の連携をきちんとしながら取り組んでいただきたいと思っております。

この際ですから、私の考えを少し申し上げたいと思っております。カーボンニュートラルについてであります。認識を一致させておく必要があるかと思っております。カーボンニュートラルは、御承知のことと思っておりますが、化石燃料の燃焼等によって発生する CO_2 の排出量と、

森林などで吸収されるCO₂の量の差をゼロにすることであります。決してCO₂を排出してはならないというものじゃないんです。

ところが、現状はといいますと、カーボンニュートラルが本来の求める姿であったのでありますが、再エネ一辺倒の論調が強まって、いつの間にかゼロカーボンという目的にすり替わっているように思っています。これは注意しなければならぬと思います。県民生活に大変大きな影響があることですから、あえて申し上げておきます。

そしてもう一つ、今、日本が国の内外に明らかにしているCO₂削減目標について、単純に私が疑問に思っていることを言います。その一つが、世界の排出量の問題です。世界の排出量を見ますと、中国が大体三〇%、アメリカが二十四、五%、その中で日本は三・七、八%、四%以下です。その日本が二〇三〇年度に二〇一三年度比四六%削減、二〇五〇年に実質排出ゼロ、いわゆるカーボンニュートラルを約束してしまっただけであります。なぜこれほどまでにやらなければならないのか。各界に及ぼす影響というのは、皆さん御承知と思いますが、大変影響が大きいものですから、あえて言わせていただきます。

ちなみに、日本の中において青森県の排出量は、聞くところによると、一・二%という数字を聞きました。つい四、五日前に、日本が脱炭素に向けて、今後十年間に百五十兆円を投入するということが新聞等で報道されました。これによって国力がそがれてしまうのではないかと。各界に及ぼす影響が大きいものですから、百五十兆円がそれぞれに有効に生かされればいいんですけども、ただ、百五十兆円使ってしまったということになりはしないかということが気になると思います。気をつけていただきたいと思えます。

次の質問であります。改良区の問題です。議案第一号「令和四年度青森県一般会計補正予算（第三号）案」ですが、歳出六款四項五目「土地改良事業費」、農業水利施設管理電力価格高騰緊急対策事業費補助の内容等について伺います。

○議長（三橋一三） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） 農業水利施設管理電力価格高騰緊急対策事業費補助の内容についてお答えいたします。

この事業は、営農や地域排水などの公益的な役割を担っている農業水利施設の管理に必要な電力の価格高騰に対して、土地改良区——農業者になります——が負担する価格高騰分を緊急的に支援する内容となっております。

○議長（三橋一三） 田名部議員。

○四十六番（田名部定男） 失礼しました。次の質問がちゃんとあつたんですよ。今聞こうとしたのは、農業水利施設の管理についてということでした。お答えいただきました。ありがとうございます。

なぜこれを取り上げたかといいますと、どうも私の地域の改良区を見ますと、地域排水というのがないものですから、こういうことなんだろうと思つてこの問題を取り上げたわけですが、今、聞くところによりますと、津軽方面で高低差がない水田等にそういう排水施設が必要だということを聞きましたので、答えはいいです。そのまま受け止めておきます。

それで、本事業の対象となる団体数、施設数について伺います。

○議長（三橋一三） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） 県内には、土地改良区が七十六団体あり、本事業では、その全てが対象となります。

また、対象となります施設は、土地改良区等が管理し、電力を使用する農業水利施設全てとなっております。これまでの県の調査によりますと、五百七十五施設を想定しているところでございます。

○議長（三橋一三） 田名部議員。

○四十六番（田名部定男） これで終わりますが、我が地域の改良区は、もう水田が終わって、揚水が必要なくなってしまったんですね。これに対しての電気料金の手当てというものが行われるのかどうかと

いうことです。いかがでしょうか。

○議長（三橋一三） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） 御質問の趣旨としましては、今は揚水が終わって、その後の排水に係る費用という趣旨でお答えいたしますと、土地改良区は、年間のトータルで予算を組んでおりますので、年間の中で排水機場の運営が行われた場合は、それを負担すると。それも今回の対象になっていくということでございます。

○議長（三橋一三） 午さんのため、暫時休憩いたします。
午前十一時五十九分休憩

午後一時再開

○副議長（蛭沢正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

二十番吉田絹恵議員の発言を許可いたします。——吉田議員。

○二十番（吉田絹恵） それでは、議案第一号「令和四年度青森県一般会計補正予算（第三号）案」についてお伺いいたします。

歳出四款一項三目「予防費」、高齢者施設、障害者施設の感染拡大防止対策についてお聞きしたいと思います。

私が理事長を務めております社会福祉法人でも高齢者施設などを運営させていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策で非常に苦労しております。感染源が職員だけに限らず、職員の家族、子供等の間でも広まっているので、感染を防ぐというのが本当に大変になっております。県の皆さんも非常に苦労していることと
思いますが、現場は現場の苦労があります。

そこで、高齢者施設、障害者施設における感染拡大防止対策についてお伺いいたします。

○副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

を防ぐためには、場面に応じてしっかりと感染防止対策を取ることが重要となります。

冬期間は、特に重要な換気機会が減少しがちであることから、重症化リスクが高い高齢者施設、障害者施設で、必要なタイミングで必要な時間、効果的に換気を行い、感染防止対策を徹底できるよう、県独自の取組として、これらの全ての施設に対して二酸化炭素濃度測定器を配布いたします。

あわせて、これらの施設に抗原検査キットを配布し、十二月から二月にかけて毎週二回、合計二十四回、施設職員への集中的検査を実施し、職員からの施設内感染の防止対策を行います。

○副議長（蛭沢正勝） 吉田議員。

○二十番（吉田絹恵） 効果的に換気が行えるように、施設に二酸化炭素濃度測定器を配布し、併せて早期に陽性者を発見することによって、感染拡大を防止する観点から抗原検査キットを配布し、集中的に検査するということです。

第七波のときにも同様に、施設に対して抗原検査キットを配布していただいたと承知していますが、そこで、今年の夏に実施した高齢者施設、障害者施設における集中的検査の取組実績についてお伺いいたします。

○副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 重症化リスクの高い方が多く利用する高齢者施設、障害者施設で陽性者を早期に把握し、施設利用者への感染拡大を防止するため、本年八月九日から八月三十一日まで、これらの施設の職員を対象に集中的検査を実施いたしました。

この集中的検査において、延べ十四万五千二百二人の検査が行われ、このうち陽性が判明した方は、合計千十八人でした。

県としては、この集中的検査の実施により、陽性者を早期に把握することで、施設内や周囲の方々への感染拡大の未然防止に大きな効果

があったものと認識しております。

○副議長（蛭沢正勝） 吉田議員。

○二十番（吉田絹恵） おっしゃるとおり、本当に感染予防に大変役立つたと思います。施設内への感染拡大の未然防止には本当に効果があったと思っています。今後来ると言われている第八波の際にも早期に発見していただき、施設内への拡大防止に努めていただくよう、施設への周知も含めて、よろしく願っています。

続いて、歳出二款二項三目「地域振興費」、元気な地域づくり支援事業費補助について伺います。

自民党の富士議員から質問が出ておりましたので、基本的なところについては理解しましたが、今回の支援は、当初予算で計上している通常のものとは異なり、対象限度額を大幅に引き上げているとのことでした。

そこで、今回の支援に係る補助対象事業限度額の設定の考え方について伺います。

○副議長（蛭沢正勝） 企画政策部長。

○企画政策部長（東 直樹） 八月三日からの大雨により、県内の広い範囲において被害が発生したところですが、中でも、外ヶ浜町、鰯ヶ沢町及び深浦町の三町については、一定規模以上の被害を受けた市町村が適用対象となる被災者生活再建支援法の適用を受けており、特に鰯ヶ沢町では、一億円を超える多額の費用を投じて独自の復興対策を講じています。

このような状況を踏まえ、同法の適用を受けた三町については特に被害が大きいものと認め、特例的に対象事業限度額を一町につき一億五千万円とし、最大で一億円の補助ができる仕組みとしたところです。

また、その他被災市町村については、現行の元気な地域づくり支援事業費補助の補助上限額と同額とし、対象事業限度額を一事業当たり千五百万円とし、最大で一事業当たり千百万円の補助ができる仕組みと

したところですが、これについては、被災状況や支援策の内容等に応じ、複数事業への支援も想定しているところです。

○副議長（蛭沢正勝） 吉田議員。

○二十番（吉田絹恵） 今回の災害は激甚災害に指定された災害であり、鰯ヶ沢町、深浦町、外ヶ浜町の三町については、被災者生活再建支援法の適用を受け、特に被害が大きいと判断できるため、対象事業限度額を大幅に引き上げているとのこと。特に被害が大きい三町へ特別な対応をしていたことは非常に評価できるものと考えますが、引き続き、被災市町村に寄り添った対応をお願いします。

八月の県内大雨被害については、県のほうで最終的な被害額を取りまとめて公表したとの新聞報道を最近見ました。そうした中で、ナガイモが大雨の影響で品質が悪化しており、収穫が始まれば被害はさらに深刻化するという報道も見られるところです。

そこで、今後、農業被害等が新たに判明した市町村も補助対象となるのか伺います。

○副議長（蛭沢正勝） 企画政策部長。

○企画政策部長（東 直樹） 本事業においては、建物被害をはじめ、商工業施設及び農林水産業関係の被害など、今回の大雨により何らかの被害を受けたと認められる市町村を支援対象としています。

このため、現時点で被害が明らかになっていない市町村でも、今後、農業被害等が新たに判明した場合は、支援対象に加えることとしています。

県としては、被災市町村を幅広く支援することにより、早期の復興を支援していききたいと思います。

○副議長（蛭沢正勝） 吉田議員。

○二十番（吉田絹恵） 大雨で何らかの被害を受けた市町村が対象となり、また、現時点で被害が明らかになっていない場合でも、今後、農業被害等をはじめ、新たな被害が判明した場合も対象に加えるとい

うことで、柔軟な対応をしていただけるようで一安心です。県においては、こうした柔軟な対応をしていただき、引き続き、被災地の復興支援に丁寧に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

続いて、歳出六款五項七目「治山費」、治山施設災害関連事業及び県単治山災害防止事業の取組等についてお伺いいたします。

地球温暖化の影響などにより、全国的に集中豪雨等が大幅に増えていると感じています。本県でも、昨年八月に下北地方で大雨災害があり、その爪痕がまだ残っている中、今年の八月にも大雨災害がありました。今年の大雨では、県内初の線状降水帯が確認されるなどの記録的な大雨となり、山崩れなど多数の林地被害が発生したとも聞いています。このような被害については、今後の二次災害を防止するためにも、確実な復旧を図っていくことが重要と考えています。

そこでまず、本事業の具体的な内容についてお伺いいたします。

○副議長（蛭沢正勝） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） 治山施設災害関連事業は、一か所当たりの復旧事業費が六百万円を超え、国道や人家等、重要な保全対象に直接被害があり、今後、二次被害のおそれがあると認められる場合に実施できる国庫補助事業で、今回は、八月の大雨により被災した黒石市、平川市及び深浦町の三か所において、土砂流出を防止する治山ダムを設置を予定しているものです。

また、県単治山災害防止事業は、国庫補助事業の対象とならない被害を復旧する県費単独事業で、深浦町の二か所において崩壊した斜面を安定させるためののり面工事を行う予定としております。

○副議長（蛭沢正勝） 吉田議員。

○二十番（吉田絹恵） 県民の安全・安心を確保するには、できるだけ早い復旧が望まれるところです。

そこで、令和四年八月の大雨による民有林の林地被害の復旧に向けた県の対応についてお伺いいたします。

○副議長（蛭沢正勝） 青山副知事。

○副知事（青山祐治） 本年八月の大雨による民有林の斜面崩壊などの林地被害は、津軽地域を中心に、県内全域の十三市町村で三十二か所発生しており、被害額は七億八千万円となっております。

県では、災害発生以降、被災地が山間奥地で道路が寸断されているケースが多くあったことから、国有林を所管する東北森林管理局と合同でヘリコプターによる調査等を実施し、速やかな状況把握に努めてきたところです。

現在、治山施設災害関連事業を計画する三か所について、国から事業費決定通知を受けており、県単治山災害防止事業を実施する二か所と合わせて、今後、詳細設計の作成等を進め、年度内に工事の入札を行う予定としております。

残りの箇所については、年内に国庫補助事業に係る林野庁との打合せを予定しているほか、県単独事業も適宜活用しながら早期の復旧を図ることとしており、引き続き、国や地元市町村とも緊密に連携して、県土の保全と災害防止に資する治山対策を計画的に進めてまいります。

○副議長（蛭沢正勝） 吉田議員。

○二十番（吉田絹恵） 今後の二次災害を防止するためにも、また、地域住民の方の安心を確保していくためにも、できるだけ早期に復旧を図っていくことが大事だと思いますので、コロナ対策や鳥インフルエンザ対策などの対応で県の皆さんも大変かとは思いますが、引き続きよろしくお伺いいたします。

続いて、議案第六号「令和四年度青森県鉄道施設事業特別会計補正予算（第一号）案」、歳出一款一項一目「鉄道施設管理費」、青い森鉄道線浅虫温泉駅バリアフリー設備整備事業の取組等についてお伺いいたします。

私も青い森鉄道を利用していますし、今年も青い森鉄道が開業して

二十周年を迎えます。以前もトイレの改修で質問させていただき、洋式化することでバリアフリーにつながるという話もさせていただきました。

今回、浅虫温泉駅のバリアフリー化による増額の補正ですが、まずは、青い森鉄道線浅虫温泉駅バリアフリー設備整備事業の概要についてお伺いします。

○副議長（蛭沢正勝） 企画政策部長。

○企画政策部長（東 直樹） 浅虫温泉駅バリアフリー設備整備事業は、高齢者、車椅子利用者や大きなスーツケースを持った旅行者などがスムーズに移動できるよう、現在の跨線橋を生かしつつ、ホームと跨線橋をつなぐエレベーターを上り線ホームと下り線ホームの二か所に整備し、バリアフリー化を図るものです。

この事業は、地元の青森市からの要望を受け、これまでバリアフリー設備の設置可能性調査、測量、地質調査及び基本設計を行う基本調査を段階的に進め、昨年度には建設工事に向けた実施設計を完了し、今年度、建設工事に着手したところです。

○副議長（蛭沢正勝） 吉田議員。

○二十番（吉田絹恵） 私もいろんな会合があつて度々浅虫温泉駅に行くんですが、そのときに旅行者の人たちが大きい荷物を持って階段を上っていくのをよく見て不便だなと思っていましたし、高齢者の人にとっては大変だろうなと思っております。浅虫温泉駅にエレベーターを設置すること、高齢化社会を迎えている中においても、このようなバリアフリー化は非常に大事な取組であると思います。

今回は増額ということですが、今回の補正予算の内容についてお伺いいたします。

○副議長（蛭沢正勝） 企画政策部長。

○企画政策部長（東 直樹） 本事業については、六月に施工業者と契約を締結し、工事に着手していますが、供用中の駅において実施す

る工事であり、駅利用者の安全確保に特に留意する必要があることから、工事作業に当たっては、施工業者の実際の作業内容に照らして、現場の状況を詳細に確認、調査しながら進めているところです。

その過程において、線路上の高電圧の電線に近接した作業が必要となることなどが確認されたことにより、施工方法の変更が必要となったことに伴い、作業日数の増加等による費用の増加が見込まれるとともに、積雪期にも作業せざるを得ない状況となったことから、当初予定していなかった除雪などの費用も必要となることが判明しました。

こうしたことから、事業費を増額する必要が生じ、今回、事業費約九千三百万円の増額について、補正予算として計上しているところです。

○副議長（蛭沢正勝） 吉田議員。

○二十番（吉田絹恵） やはり現場での工事に着手してみれば様々なことが発生します。私も自分の施設のことでは何度かそういうことを経験しました。また、鉄道の工事という通常の工事と異なり、鉄道の運行を止めずに、安全を確保しながら工事するというのは非常に難しいと感じます。

当然に、安全確保のために必要な取組を考えた上で設計してもなお、現場の状況から工事を増やさざるを得なくなったというのは、特殊な鉄道工事の難しいところだろうなと、素人考えかもしれませんが、感じるところです。

今回のエレベーター設置というバリアフリー化は非常に大事な工事であり、また、鉄道を運行するための安全確保という観点からの経費の増額ということだと思いますので、しっかりと安全を確保しながら取り組んでいただくことをお願いいたします。

続いて、報告第三号「専決処分した事項の報告の件（和解の件）」、パワーハラスメント防止対策についてお伺いいたします。

和解の内容によれば、平成三十一年四月から令和元年八月までの間、

当時交番に勤務していた警察官が交番内でパワーハラスメントの被害を受け、交番での勤務を続けることができなくなったとのことであり、解決金として、県からパワーハラスメントを受けた警察官に対して現金を支払うとのことでした。

警察官は、人の命や身体を守らなければならないこともありますので、時には厳しい指導が必要な場合もあると思いますが、行き過ぎた指導によって、部下や同僚を傷つけたり、職場環境を悪化させることがあってはならないと思います。

そこでまず、今回和解となった事案の概要について伺いました。

○副議長（蛭沢正勝） 警察本部長。

○警察本部長（磯 丈男） 本件は、平成三十一年四月から令和元年八月までの間に、交番に勤務していた当時二十歳代の先輩男性警察官が、原告である当時三十歳代の後輩男性警察官に対する指導に際し、同人の尊厳を害するような言動を繰り返したものです。

原告は、先輩警察官によるパワーハラスメントにより健康を損ない、約五か月間、病気休暇を取得したことにより、勤務に伴う各種手当を受領できなかつたなどとして、県に対して損害賠償を求めていたもので、令和四年四月十四日に訴状送達、弁論準備手続を経て、同年十一月九日に和解に至っております。

○副議長（蛭沢正勝） 吉田議員。

○二十番（吉田絹恵） 事案概要につきましては、よく理解しました。続いて、今回の和解の件以降、県警察においてパワーハラスメントでの処分はあるのかお伺いします。また、処分があるのであれば、その内容についてもお伺いします。

○副議長（蛭沢正勝） 警察本部長。

○警察本部長（磯 丈男） 今回和解となった事案以降、県警察において、いわゆるパワーハラスメントと認めた事案は、平成三年（後刻

「令和三年」に訂正）に一件発生しております。

内容につきましては、当時、警察本部に勤務していた五十代の男性警視が、令和三年四月頃から七月下旬までの間、部下職員に対して、職務上の優位性を利用して不適切な行為、いわゆるパワーハラスメントを行ったとして、監督上の措置である本部長注意とした事案となります。

先ほど平成三年と読みましたが、令和三年の誤りでございます。

○副議長（蛭沢正勝） 吉田議員。

○二十番（吉田絹恵） 警察では、その都度再発防止策を行ってきたと思いますが、やはりそれなりに発生しているんだというのが正直な感想であります。

部下の指導等については、一人一人育ってきた環境が違いますし、性格や能力、成長スピードも違いますので、それぞれの個性を理解した上で、それぞれの部下に合った指導を行っていくことが必要であると感じております。それは警察に限らず、どの職場でも、この部署でも今そういう問題を抱えておりますので、特に気を配っていただければと思います。

そのほかにも、万が一、パワーハラスメントの被害に遭った人がいた場合、その被害者が相談しやすい環境づくりというのも大事になってくると思います。相談したくても、相談する相手や場所がなければ我慢するしかなく、さらなる被害の悪化にもつながる可能性があると思います。

そこで、パワーハラスメントを発生させないための県警察の取組について伺いたします。

○副議長（蛭沢正勝） 警察本部長。

○警察本部長（磯 丈男） 県警察では、パワーハラスメントを発生させないための取組として、信頼する職員、職場の上司等、全職員へ相談できるみんながハラスメント相談員制度の浸透、メール等、各種

手段により、匿名でもハラスメントに関して通報することができ、ハラスメント目安箱制度の運用、ハラスメント防止に関する各種教養資料の発出、各種教養の実施、部下の性格や能力を十分見極めた上での指導、育成に取り組んでいるところであります。

県警察としては、パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメント事案の未然防止に向け、継続して職員の指導監督に努めてまいります。

○副議長（蛭沢正勝） 吉田議員。

○二十番（吉田絹恵） 県警察の職員皆さんには県民の命や財産を守るという重要な役割があります。様々なハラスメントによって職員が傷ついたり、職場環境が悪化すれば、県警察の持つ本来の実力を発揮できず、県民の安全・安心な生活が脅かされることにもつながりかねませんので、これからもパワーハラスメントをはじめとした各種ハラスメントが発生しない職場づくりに取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○副議長（蛭沢正勝） 執行部を入れ替えます。

十二番吉俣洋議員の発言を許可いたします。——吉俣議員。

○十二番（吉俣 洋） 日本共産党の吉俣洋です。通告に従い質問します。

提出議案知事説明要旨「横浜町内の農場において発生した高病原性鳥インフルエンザに係る概要と県の対応について」の知事報告について。

四月に続けて、連続する形で同じ養鶏場で鳥インフルエンザが発生しました。全国的にも発生が続いています。県職員を含め、防疫措置に関わった全ての皆さんに敬意を表しつつ、幾つかお聞きします。

一番大事なのは鳥インフルエンザを発生させないということです。が、発生の要因が分からなければ、手だてがかみ合っていないと思います。

ウイルスの侵入経路や発生要因の解明には力を尽くしてほしいと思います。同時に、それが解明し切れなくても、衛生管理にしっかり取り組む必要があります。

そこで、鳥インフルエンザの発生防止のため、県内の家禽飼養者に対し、どのような指導を行っているのか伺います。

○副議長（蛭沢正勝） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） 県では、高病原性鳥インフルエンザの発生防止のため、県内全ての家禽飼養者に対して、各家畜保健衛生所から国内外の発生の状況について随時情報を提供するとともに、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう指導しております。

特に百羽以上の飼養者に対しては、死亡羽数や農場ごとの飼育状況について定期的な報告を求めているほか、家畜防疫員である県獣医師職員が農場に立入りし、防鳥ネット等による野生動物の侵入防止対策や消毒の実施など、飼養衛生管理基準の遵守について直接指導しており、その後の改善状況については、獣医師職員の負担を減らすため、リモート通信も活用して確認しております。

今シーズンは、国内で例年よりも早い時期から、野鳥のみならず、家禽においても本病が発生しておりますことから、十月三十一日に生産者団体等を参集して、緊急の防疫対策会議も開催していますが、十一月の本県での発生も踏まえ、今後とも、発生防止対策を強化するよう指導してまいります。

○副議長（蛭沢正勝） 吉俣議員。

○十二番（吉俣 洋） 全国的に見ると、衛生管理基準が高いところでも鳥インフルエンザが発生しているというケースもあるようです。渡り鳥が要因だとしたら、文字どおり世界を羽ばたくものを相手にするわけで、世界的な流行によってはどこでも起こり得るということなのかもしれません。そうであればあるほど、県は、衛生管理の指導とともに、発生したときの対応に備える必要があります。

防疫計画をしっかりと持つということも大事なのですが、今日は、次の二点についてお聞きします。

一つは、営農再開に向けた経営支援の問題です。どういう仕組みがあるのかということをお教えしてほしいんですが、発生農場に対する補償や経営再開に向けた支援制度について伺います。

○副議長（蛭沢正勝） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） 発生農場に対する支援制度としては、国が家畜伝染病予防法に基づき、殺処分した家禽を対象に、評価額の全額を交付する国の手当金のほか、国と生産者が一対一で基金を積み立てて、経営再開に必要なひなの導入経費を支援する家畜防疫互助基金制度がございます。さらに、低利の制度資金として、経営再開資金や農林漁業セーフティネット資金などが用意されております。

県としては、これらの制度の活用を希望する事業者に対して丁寧に説明し、相談に応じますとともに、申請書類の作成に必要なデータの提供などの助言、指導を行っているところであります。

○副議長（蛭沢正勝） 吉侯議員。

○十二番（吉侯 洋） 手当金があり、互助基金があり、あとは融資ということでしょうか。

それで、家畜防疫互助基金ですが、経営再開までの空舎期間の固定経費を支援するということで、生産者が任意に積立てを行い、国——これは農畜産業振興機構から同額の助成を得て運用されているということです。この加入状況については、国会では、農家ベースで六割強、羽数ベースで大体八割程度が加入と答弁があります。県内はどうなっているでしょうか。本県における家畜防疫互助基金の加入状況について伺います。

○副議長（蛭沢正勝） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） 本県における家畜防疫互助基金の加入状況については、関係団体の聞き取りによりますと、県内の百羽以上

の家禽飼養農場百七十三農場のうち、約半数の八十九農場となっております。羽数ベースの加入率としては約六割となっております。

○副議長（蛭沢正勝） 吉侯議員。

○十二番（吉侯 洋） 羽数ベースで、全国で大体八割だという中で、本県は六割だと。これは県としても加入を促すような何らかの取組が必要じゃないかと思いますが、どういったことをされているでしょうか。

○副議長（蛭沢正勝） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） 家禽飼養者に対しましては、国の制度、県を経由しない制度でございませうけれども、こうした制度があることにつきまして、研修会等の折を通じて周知しているところでございます。

○副議長（蛭沢正勝） 吉侯議員。

○十二番（吉侯 洋） ぜひこの制度のアナウンスを大いにやっていただきたいと思えますし、加入のためのハードルを低くする取組もしかししたら必要かもしれません。ぜひ努力をいただきたいと思えます。

もう一つは、殺処分などに従事する自治体職員へのフォローという問題です。知事報告では、延べ六百五十七人の県職員等が従事したとされています。防疫措置を一刻も早く完了させるために、二十四時間体制で取り組まれたとも聞きました。深夜に県庁を出発するグループもあったということで、携わった皆さんの努力に重ね重ね敬意を表したいと思います。

防疫に必要なこととして、殺処分に必要な業務が行われます。それは肉体的にも精神的にも負担が大きく、適切な体調管理を保障することが必要です。同時に、その作業に見合う手当が必要で

そこで、職員が鳥インフルエンザに係る防疫作業に従事した場合の特殊勤務手当の支給を伺います。

○副議長（蛭沢正勝） 総務部長。

○総務部長（小谷知也） 職員が、高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の病菌を有する、または病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した場合は、作業に従事した日一日につき三百円の感染症等防疫作業手当が支給されます。

○副議長（蛭沢正勝） 吉俣議員。

○十二番（吉俣 洋） 三百円ということですね。これではやっぱり少ないと思います。

自衛隊の場合ですが、鳥インフルエンザの防疫業務に連続二日以上従事すると、災害派遣等手当として日額千六百二十円の手当が出るそうです。こういうのもぜひ参考にして、防疫作業に従事した職員の特殊勤務手当の支給額を引き上げべきだと考えます。県の見解を伺います。

○副議長（蛭沢正勝） 総務部長。

○総務部長（小谷知也） 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務などの特殊な勤務に従事している職員に対する給料の上乗せ措置として支給しているものであり、手当額は、国及び他の地方公共団体の職員の状況などを考慮しながら定めているところでございます。

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫作業に従事した職員の特殊勤務手当の額については、本年八月時点の調査では、北海道、東北各県をはじめ、多くの都道府県において本県と同水準であり、適当と考えているところではございますが、引き続き、他の都道府県の動向などに留意したいと考えております。

○副議長（蛭沢正勝） 吉俣議員。

○十二番（吉俣 洋） 著しく危険、不快、不健康な場合ということに当てはまるんだと思うんですね。したがって、いろいろなフォローアップをされているわけです。

鳥インフルエンザの防疫作業は、家畜伝染病予防法によって県職員

が担っているわけで、つまり、法律によって県職員が担うという側面がありますから、当然国が手当をつくるべきだと思いますし、ただ、国会では、これはなかなかいい答弁が出てきません。

鳥インフルエンザは今後も起こり得ます。そのとき、現状では、県職員である限り、防疫業務から逃れられないということになります。

そうであれば、せめて手当はしっかり引き上げると。国の責任だと思いますが、県としても対応すると。ほかの都道府県がそうだと言うなら、青森県が率先して引き上げようじゃないかという答弁があってもいいと思います。

もう一度聞きます。引上げの検討はできないでしょうか。

○副議長（蛭沢正勝） 総務部長。

○総務部長（小谷知也） 繰り返しになりますが、この特殊勤務手当の水準につきましては、国や他の都道府県の水準も考慮しながら、総合的に定められるべきものであろうと考えておりますので、引き続き、国や他の都道府県の動向を注視してまいりたいと考えております。

○副議長（蛭沢正勝） 吉俣議員。

○十二番（吉俣 洋） 著しく危険、不快、不健康だということに見合う手当が三百円でもいいかということをごまかしてよく考えて検討いただきたいと思えます。

次に進みます。議案第一号「令和四年度青森県一般会計補正予算（第三号）案」について、まず、歳出三款一項一目「社会福祉総務費」、医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業の内容などについてですが、この事業は、物価高騰とコロナ第八波を見据え、医療・福祉サービス提供体制を維持することが目的だとされています。

実は昨年、我が党の県議団で、原油高騰の課題で県に申入れをしたことがあります。国の特別交付税措置を活用し、福祉事業所の送迎サービスの燃料補助や社会福祉施設の暖房費助成を行うべきだという申入れでした。その際の回答は、診療報酬や介護報酬など制度上の仕組

みがあるから、県の支援はなじまないという趣旨のものでした。その記憶があったので、今回、県が診療報酬、介護報酬などで価格転嫁できない事情を踏まえて本事業を提案してきたことは、従来から一歩踏み込んだものだと思われました。

そこで、本事業を実施することとなった背景と目的について伺います。

○副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 昨今の物価高騰により、各種事業者の経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

特に、県民の健康と福祉を保持増進させる上で必要な医療・福祉施設等においては、各種サービスの提供に当たり、電気、ガス等の使用が不可欠ですが、サービスの対価は診療報酬や介護報酬等で定められており、これらの事業者が独自に価格を変動させることができないことから、昨今の物価高騰の影響をより強く受けているものと認識しています。

このため、これらの事業者が電気代等の光熱費がかさむ冬期間においても安定的に事業を継続できるよう、国が創設した地方に対する支援措置を活用し、支援を実施することとしたものです。

○副議長（蛭沢正勝） 吉侯議員。

○十二番（吉侯 洋） 自らが価格を決めることができない、報酬によって決められていると。それで吸収できないほどの値上げ幅だということをお勧めして提案されたということなんだと思います。それは大変大事なことだと思っております、この提案を歓迎したい。

支援内容について伺いますが、支援対象となる施設などの範囲と支給金額設定の基本的な考え方を伺います。

○副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 本事業では、病院、診療所、歯科診療所、薬局、助産所及び施術所といった医療施設など、並びに高齢者施

設、障害者施設、保護施設、児童入所施設及び保育施設といった福祉施設等を支援対象としています。

また、支給金額については、それぞれの施設等の定員や運営形態、消費者物価指数の最近の動向などを総合的に勘案し、設定したものです。

○副議長（蛭沢正勝） 吉侯議員。

○十二番（吉侯 洋） 確認させてください。幾つかの医療施設、そして幾つかの福祉施設等を対象としているという答弁でした。これは、これらに該当すれば全て対象になるということでしょうか。

○副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） お見込みのとおりでございます。

○副議長（蛭沢正勝） 吉侯議員。

○十二番（吉侯 洋） 本事業の実施方法についてお聞きします。

○副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 支援金は、できるだけ速やかに支給する必要がありますことから、公募型プロポーザル方式で選定する業者に委託し、事業者などに対する周知や問合せへの対応、支給申請の処理、申請内容の確認といった支給事務の全般について、委託先において一括して行うこととしております。

○副議長（蛭沢正勝） 吉侯議員。

○十二番（吉侯 洋） 支援対象施設数が公立を除いて大体八千百か所ぐらいたいというところで、大変大きな業務になるんだと思います。これはいつ頃から始まるみたいなことは今分かりますか。

○副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 予算をお認めいただけましたら、すぐに公募型プロポーザルに入れるよう、ただいま準備をしているところでございます。

○副議長（蛭沢正勝） 吉侯議員。

○十二番(吉侯 洋) ぜひ速やかな支給をお願いしたいと思います。

ある社会福祉法人にお話を聞きました。今回の提案で言うと、大体五十万円ぐらいの支援になるそうで、それはもう大変歓迎できると、ありがたいということでした。同時に、既に一月から電気代が年間百五十万円値上がりすることになったということも言っております。深刻な影響が続く可能性が高いと思います。この事業も生かして、さらに支援を強めてほしいと思います。

本補正予算案には、同じように物価高騰とコロナ第八波の影響緩和のため、中小企業者に対する支援策も提案されています。そちらのほうに進みます。

歳出七款一項六目「地域産業費」、中小企業者等燃料価格高騰対策緊急支援事業の内容等について。

この提案を受け、青森市内の飲食業や小売店を回って要望などを聞いてきました。コロナと物価高の影響は深刻です。十二月なのに予約は真っ白、十二月が怖い、物が次々と値上がりし、多少の売上増でも追いつかない、こういう状況です。業種によって状況の違いも様々あって、糸への産業は本当に大変だと。つまり繊維産業ですね。こういう声も聞いてまいりました。

そういう環境下での提案です。事業者に直接届く支援金を出すという姿勢自体が大変歓迎されています。今年いっぱいまで終わるつもりだったが、支援があるなら頑張れる、幾らかでも手助けがあれば生き残れる、こういう声が寄せられています。期待が大きいと思います。私自身も、全体として前向きなものだという評価をした上で、それを大前提としつつ、よりよい事業となることを願い、幾つか提起します。

まず金額です。法人十万円、個人事業主五万円ということになるわけですが、なぜこの支給額に設定したのか教えてください。中小企業者等燃料価格高騰対策緊急支援金の給付金額の考え方について伺います。

○副議長(蛭沢正勝) 商工労働部長。

○商工労働部長(三浦雅彦) 給付金額につきましては、県内における事業所数が高い割合を占め、かつ電気・ガス料金等のエネルギーコストが高い個人事業主である飲食業を指標として算定いたしました。

具体的には、総務省等のデータに基づき、飲食業における売上高に占めるエネルギーコストの割合から算出した年間エネルギーコストに燃料価格上昇率を乗じ、一年間に値上がりしたエネルギーコストを約五万八千円と試算し、他県における同様の支援金の例などを参考にしながら、個人事業主に対して五万円、法人に対しては、その倍額の十万円を給付することとしたものでございます。

○副議長(蛭沢正勝) 吉侯議員。

○十二番(吉侯 洋) そうすると、年間大体五万八千円ぐらいだということを見込んで五万円、十万円というラインを決めたということでした。一定の基準を持って設定したということですが、この金額引上げを要望したいと思います。

次に、支給要件についてです。今回の支給要件は、事業継続の意思を確認するとともに、二つのハードルがあります。一つは、年間の売上額です。個人事業主で百二十万円以上ということになっています。

もう一つは、売上高が三割減少しているかどうかです。今年一月から十二月までの連続する二か月を、二〇一九年以降の同月と比較するということになっておりますが、コロナ禍の下で売上げそのものが減少しているというトレンドのときなら、このハードルもあり得たと思うんです。しかし、今は売上げそのものが上がっているお店も増えていきます。特にモデルとされたのは飲食業ということですが、特に食べるところは、売上げそのものは増えていたりするんですね。ただし、物価上昇の影響で何が上がっているかというところ、コストなんです。コストが上がって価格に転嫁できず、利幅が狭まっている。だから本事業が提案されているんだと思います。

もちろん、売上げそのものが回復されていないところも少なくありません。私が聞いてきた範囲内で言うと、どこでも三割以上落ちていきますよという業種もありました。逆に、三割というのはぎりぎりだと、これもまた業種によってそういう違いがある。中小業者が置かれている環境によつては、売上三割減というハードルが高い場合もあり得ると思います。

そこで、売上高の三〇％減の給付要件を緩和すべきだと考えます。県の見解を伺います。

○副議長（蛭沢正勝） 商工労働部長。

○商工労働部長（三浦雅彦） 売上高の減少要件につきましては、昨年度実施いたしました中小企業者等事業継続支援金給付事業や、他県の類似する支援事業を参考に、事業継続に支障を来すラインとされる売上高減少率三〇％以上を給付要件の一つに設定したものでございます。

なお、本事業では、売上高減少率の算定につきまして、一つとして、比較対象とする基準年を令和元年から令和三年までの三か年から選択できること、二つとして、減少率を判断する任意の連続する二か月の期間を、本年一月から十二月までの十二か月間の中から選択できることとしており、制度の周知活動や申請に係る事前相談対応などを丁寧に行いながら、多くの県内中小企業者等に冬期間のエネルギーコストの負担軽減を図っていただきたいと考えております。

○副議長（蛭沢正勝） 吉俣議員。

○十二番（吉俣 洋） 算定をコロナ前からの時期から見られるようにしたとか、今年一月から十二月までのどこか連続する二か月、一月以降ならいいというふうにしたと。大変寄り添って制度設計されたというのを感じます。したがって、全体としてやっぱり前向きなんだと思うんですが、それでも三割減というのは、経営に支障を来すラインだということです。支障を来すラインまで落ちていないと対象になら

ないということがいいのかという問題提起です。別の角度で考えます。本事業の対象事業者数ですが、どのような考え方で出しているのか伺います。

○副議長（蛭沢正勝） 商工労働部長。

○商工労働部長（三浦雅彦） 給付対象となる県内中小企業者等の数は、平成二十八年経済センサス活動調査における事業者数である四万二千六百四十五事業者に、県が実施した新型コロナウイルス感染症等に伴う影響調査において、原油・原材料等の高騰について影響があったと回答した事業者の割合を業種ごとに乗じ、そこから本事業の対象外となる業種を除いた約三万六千事業者と見込んでおります。

なお、業種別の主な内訳は、小売業が七千六百十事業者、宿泊業、飲食業が六千五百五十事業者、建設業が四千八百四十四事業者などとなっております。

○副議長（蛭沢正勝） 吉俣議員。

○十二番（吉俣 洋） 午前中の質疑で、県が実施した影響調査で、影響を受けているのが九割だという答弁がありました。それから、今答弁があつたように、今回対象としているのは三万六千を想定している。母数にしている数は四万二千ですから、四万二千のうち三万六千というところ、八割なんですね。影響があつたのは九割だけでも、出す対象は最初から八割にしている。これはいいのかということはやっぱり思います。

それから、県がこれまで取り組んできた二つの直接支援の事業があります。令和二年度に実施したのは応援金、令和三年度に実施したのが事業継続支援金。いずれも支給件数が二万一千ほどだったということとを考えると、三万六千が対象事業者数というのはやっぱり多いんです。つまり、これまでも行っていない数をやるということなわけですから、その姿勢からいっても、この三割というハードルは必要なんだろうかと思います。

しかも、令和二年に取り組んだ応援金は、支給金額は法人も個人事業主も両方十万円だったんですが、売上減少のハードルは二割でした。今よりもハードルが低く、個人事業主に対する支給額が多かった応援金ですら二万一千の給付だったということを考えても、本当に三万六千に支給したいと思えば、この三割という売上げのハードルは、やっぱり高くならないかなと思うんです。

二つのハードルをなくしてもいいんじゃないかと思えます。燃油高騰は全ての事業者に及んでおり、売上減少という事象だけで苦境を捉えることは困難だと思います。だからこそ、医療、福祉の分野では、全ての事業者を対象としていることを先ほど答弁いただきました。これは、そのほうが合理的だと思います。県の想定からいっても八割の事業者の申請を見込んでおり、残り二割をはじく必要性はあまりないんじゃないかと思えます。

以上の理由から、事業継続を希望する全ての事業者を申請対象にすればどうか。そのほうが申請のチェックが不要になるし、迅速な支給が可能になると思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（蛭沢正勝） 商工労働部長。

○商工労働部長（三浦雅彦） 繰り返しになりますけれども、本事業では、売上高の減少率の算定につきまして、比較対象とする基準年を令和元年から三年までの三か年から選択できるようにしていること、二つとして、減少率を判断する任意の連続する二か月の期間を本年一月から十二月の十二か月間の中から選択できることとしておりまして、制度の周知活動や申請に係る事前相談対応などを丁寧に行いながら、多くの県内中小企業者等に冬期間のエネルギーコストの負担軽減を図っていききたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（蛭沢正勝） 吉侯議員。

○十二番（吉侯 洋） したがって、売上減ということで今見るのが

ふさわしいかという問題提起です。これは原油高騰ですから、確かにコロナで売上げが減ったままだということでは少なくなく、そして、県が二〇一九年以降ということでは使いやすい制度として設計したということもよく分かります。その努力は是とした上で、やっぱり売上高三割ということに固執する必要はないんじゃないかという問題提起ですので、ぜひ受け止めてほしいと思います。

この事業が決定したら、速やかに支援金が届くようにしてほしいと思います。本事業のスケジュールについて伺います。

○副議長（蛭沢正勝） 商工労働部長。

○商工労働部長（三浦雅彦） 本事業は、議決後短期間に、事前の相談対応から事業の周知、広報活動、申請受付、要件等の確認、支援金の給付など、多岐にわたる業務を円滑かつ確実に進行が必要があることから、ノウハウを有する民間事業者等へ委託し、実施することとしています。

具体的なスケジュールといたしましては、本事業に係る補正予算案議決後、業務委託に係る企画提案競技を実施して、委託事業者を決定することとしております。また、年内には専用のコールセンターを設置し、県内中小企業者等からの事前相談に対応するとともに、来年一月上旬から二月上旬まで支援金の申請受付を行い、二月末をめどに給付を完了する予定としております。

○副議長（蛭沢正勝） 吉侯議員。

○十二番（吉侯 洋） 今提案されているものが今週末議決されて、一月上旬から二月上旬までということでは、できるだけ速やかにという姿勢もよく分かります。今年度中に執行しないといけないということもあって、申請期間が一月ということだと思えますが、それほど長い申請期間ではありませんので、これはぜひ努力いただきたいと思えますし、私自身も努力したいと思います。

運用上の問題ですが、売上高を比較する際の課題がいろいろ出てき

ます。だから売上高はあまり見なくていいんじゃないのと思うんですけども、例えば法人から個人事業主になったところもあります。それはどうするのかということが出てきますし、二つの事業を一つにしたというところもあります。新規開業の問題もあります。基本的には柔軟に対応してくれるということのようですので、そこは実情に即して、できるだけ幅広く支援できるように運用してほしいと思います。

一つだけちょっとお聞きしておきたいのは、これまで県自身が取り組んできた支援事業があります。それは、二〇一九年以降の売上げの状況は既に提出されています。本事業の運用に当たって、二〇一九年以降の売上状況は提出されたものとして省略できるように運用を考えられないかと。これは、受ける業者、団体によって違うんでしょうけれども、これまで受けてきたところが受けるようであれば、そういった運用も可能じゃないかなと思ってお聞きします。柔軟な対応を考えられないかという趣旨でお聞きします。

○副議長（蛭沢正勝） 商工労働部長。

○商工労働部長（三浦雅彦） 今回、先ほどお話しさせていただきましたとおり、企画提案競技で事業者を決めて、そこがチェックするという事になっております。ですので、もし仮に同じ業者ということになれば考えられますし、一方で、また別の業者となれば資料が別になりますので、その場合は別途提出いただくことになるということをお理解いただければと思います。

○副議長（蛭沢正勝） 吉侯議員。

○十二番（吉侯 洋） とにかくこの手の支援制度で一番困難なのは、今年度の売上げそのものとともに、やっぱり遡る売上げ——青色申告の場合は月ごとに出ています。白色申告の場合は、確定申告を十二で割って、掛ける二とやればいいんですけども、それに書類が必要だったりすると、なかなか大変だったりします。ぜひ柔軟に対応いただきたいと思えます。この課題は、冒頭に言ったように、期待も大き

い事業ですので、ぜひ柔軟な対応で、役立つようにやっていただきたいと思えます。

次に進みます。債務負担行為、令和四年度交通安全施設整備費について。

交通安全施設整備費として四千六百万円の債務負担行為が設定されています。その概要について伺います。

○副議長（蛭沢正勝） 警察本部長。

○警察本部長（磯 丈男） 本県では、例年、冬期間の除雪作業等の影響により、春先には横断歩道が磨耗して見えづらい状態となります。

そこで、児童生徒の通学時の安全を確保するため、新入学や新学期が始まる時期までに横断歩道の更新工事を行う必要があります。

年度内予算の執行手続では、最も早い場合でも契約日が四月一日、その後、各種準備を経て施工開始が四月下旬となり、これでは新入学期の通学児童や生徒の安全確保を迅速に図ることができないため、前年度において契約、施工開始ができる債務負担行為を設定するものです。

なお、債務負担行為で更新する横断歩道の対象箇所につきましては、通学路に指定されている場所や、小学校等から半径百メートル以内の場所であり、令和五年度は約千二百五十本の整備を見込んで予算要求しているところです。

○副議長（蛭沢正勝） 吉侯議員。

○十二番（吉侯 洋） 趣旨は大変大事だと思います。そして、春先からしっかりと横断歩道があるという状況にしたいということで大変な事業だと思いますが、千二百五十本ということでした。対象となる場所はもう少し多いと思います。したがって、今回の補正予算で対応する部分とそうじゃない部分があるということになるわけですが、どういう基準で選ぶんでしょうか。債務負担行為を設定して更新する横断歩道の選定基準について伺います。

○副議長（蛭沢正勝） 警察本部長。

○警察本部長（磯 丈男） 更新する横断歩道の選定につきましては、平成二十四年に全国で実施いたしました文部科学省、国土交通省、警察庁合同による通学路の緊急合同点検により、本県でも早急に対応が必要な横断歩道が三十二本確認されるなどの結果を受けて債務負担行為を適用することとしたものであり、新学期における児童生徒の安全確保を目的として、まず、通学路に指定されている場所、交通事故が発生する可能性の高い小学校等から半径百メートルの場所を基準としております。

更新の必要性の判断につきましては、警察職員が横断歩道の磨耗状況を目視確認し、標示材が半分以上剝がれ、視認性やその効用が著しく低下しているものを更新することとしております。

県警察では、今後とも、児童生徒の安全確保を含め、横断歩行者の安全確保に向けた各種取組を進めてまいります。

○副議長（蛭沢正勝） 吉侯議員。

○十二番（吉侯 洋） 春、新入学、その瞬間から通学路の歩道がしっかりと整備されているという状況になれるように、ぜひこれは頑張つてほしいと思います。

さらに、横断歩道一般の話で言うと、歩行者が横断しようとしている場合、横断歩道では一時停止の義務が課せられている以上、その横断歩道が見えなければ、交通安全上の問題ともなってきます。通学路を最優先にするというのは大賛成ですが、全体として横断歩道がしっかりと管理できるようにお願いします。

最後の項目です。歳出四款一項三目「予防費」、新型コロナウイルス感染症における保健医療提供体制の強化について。

この間、政府のコロナ対策の方針が幾つか変更されました。その中心は、医療の提供を高齢者、重症化リスクのある人に絞るということです。全数把握の見直しも、その線で実施されています。

ただし、全数届出の見直しを要望した全国知事会も、感染者の全数届出の見直しについては、治療を必要とする全ての陽性者が速やかに受診できる体制を確保することが大前提だと言っているように、届出の事務作業の効率化の問題と、医療介入を絞ることとの関係は別課題だと思えます。全国知事会が大前提だと言う治療を必要とする人が医療を受けられる保健医療提供体制の在り方になっていくかどうか。九月に陽性となった私自身の経験から見てみたいと思います。

私の場合は、基礎疾患もありませんし、通っている病院もありません。全数把握を見直す前の段階ですが、いわゆる今で言う届出対象外に該当します。感じたことの一つは、熱が出てから検査につながるまでのタイムラグがあるということです。例えば熱が出たからといって、すぐにWebキット検査センターに申し込む——迷惑がかかると思いますが、寝れば明日治るんじゃないかという希望的観測もありまして、熱が出てすぐに検査キットを発注するかというと、そうはならないし、それでもよくなるはず、Webキット検査センターに申し込んだら、申し込んでから届くまで二日かかりました。その間判定できずにいるわけです。もちろん、熱が出たら出歩くことはやめますが、それでも判定はできなかつた。言いたいのは、郵送された検査キットで自分で診断するという仕組みにしている以上、迅速に検査キットを送る必要があるんじゃないかということです。

そこで、青森県臨時Webキット検査センターからの抗原検査キットの配布について、どの程度の時間を要しているのか、また、その短縮ができないのかどうか伺います。

○副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 青森県臨時Webキット検査センターでは、症状がある方がウェブで申込後、一日から二日後にお手元に抗原検査キットが届くよう発送しております。

配送に要する時間につきましては、これまで何度も委託業者と協議

しながら、その縮減に努めているところであり、例えば毎日のキット申込締切りを出荷リミット直前に設定することで、一日に少しでも多くの検査キットを出荷できるようにするなどの工夫を最大限行っているところだ。

現時点では、これ以上の時間短縮につきましては物理的に難しいところがございますが、引き続き、青森県臨時Webキット検査センターの利便性の向上に努めてまいります。

○副議長（蛭沢正勝） 吉侯議員。

○十二番（吉侯 洋） 様々な協議をやってきたと、最大限努力してきたという答弁、とても大事だと思います。その上で越えられない壁があるんでしょうから、それでも頑張りたいという答弁でしたから、これは前向きに受け止めたいと思います。

もう一つ思ったのは、基礎疾患もなければ、かかりつけ医もない私のような場合、医療介入が全くないということです。私は症状が出ました。四十度を超える熱を初めて経験しました。四十度を超えると手足が震えるんですね。熱が下がって楽になったなと思ったのが三十九度でした。そのこと自体にもびっくりしました。私は、薬を飲んで寝ていればいいという対処なんです。だからそういうことなんだと思うんですが、その薬を買いに行くことすらできません。

さすがに四十度になったときはコールセンターには電話しましたが、診療機関の連絡先を教えることはできませんが、そこで診てもらえるかどうかは分かりませんということだったので、無理だろうなと思って諦めました。だから、四十度出ました、手足が震えていますと言える医者がないということなんです。一人で寝て自分で診断しているということ。これは、サポートセンターが開設される前でしたから、今は状況が違うのかもしれないですね。ただ、家で寝ていけば何とかなるということが分かっていたとしても、それは医療介入がなくてもいいということとは違うと思います。

教えてほしいんですが、現在、コロナの陽性者に対し、医療介入は適切に行われる体制となっているでしょうか。

○副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） それぞれの疾患に対して、それぞれの治療が存在するわけです。今回、新型コロナウイルス感染症に関しては、株の変更も次々とある中、現在はオミクロン株ということで、オミクロン株に基づいた知見によって、医療提供体制を整備しております。

議員御指摘のとおり、現時点では最も死者につながる可能性のある、重症化するおそれがある高齢者、あるいは基礎疾患を持つ方といった方々に、やはり限りある医療リソースを集中させるといふ発想で対応しているところでございます。

現時点においては、議員のような場合ですと、自宅療養者サポートセンターにおきまして、電話診療で対応させていただいておりますので、例えば四十度でお薬を買いに行けないという場合であったとしても、サポートセンターにお電話いただければ、電話診療で医師が診察して処方するということが可能な体制を構築しております。

○副議長（蛭沢正勝） 吉侯議員。

○十二番（吉侯 洋） これはぜひ本当にそういう体制を構築し尽くしてほしいと思うんですね。重症につながるリスクがある方に絞っているというような趣旨の話でした。それが分かっているから、どれだけつらくても、寝て我慢するわけですね。本当にみんなそういうふうにして頑張っているんだと思います。

ただ、別のケースを少し紹介します。高齢の方が、熱が出て、唾をのみ込むのも苦しいほどの状況になったと。その方の知り合いの医師に相談したら、救急車を呼んだほうがいいということでも来てもらった。コロナは陽性。ところが、酸素飽和度を測ったらまだ大丈夫だということでも病院に行けなかったそうです。幻聴、幻覚もあったと。このケ

ーは十一月月上旬です。まだ病床使用率が県全体で二割台の時期です。結局、医師の顔は一度も見なかったとおっしゃっていました。

もう一例紹介します。全国の老人ホームの施設長が集まっている二十一世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会が十一月、全国施設長アンケートの結果を公表しました。青森の養護老人ホームの声を紹介します。

高熱と酸素飽和度低下が見られ、施設内での対応は困難なため、入院を希望。二回通院したが、共に断られた。しかし、あまりにも日増しに状態が悪化していくため、保健所を通じてようやく入院許可が出た。その入院予定日の前日に容体急変し、救急車で搬送、搬送先の病院前でもなかなか院内に入れてもらえず、時間が経過していく中で、そのまま死亡に至ってしまう。これが県内の実情なんですね。

根本には、政府の方針が施設内療養に対する支援強化とされたためですが、介護が必要な高齢者への医療提供体制の強化が必要だと思えます。医療介入が適切に行われるようにする必要があるということを重ねて強く要望しておきます。

最後、一点お聞きします。

保健医療提供体制の最後のとりでが病床ですが、政府が十月から病床確保料の支給要件を厳格化しました。これが大きな波紋を広げています。全国知事会からも病床の減少につながりかねないと声が寄せられる事態となりました。

国から示された病床確保料の減額につながる取扱いの変更について、見直しを働きかけるべきだと考えます。県の見解を伺います。

○副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 病床確保料の減額というものにつきましては、国が九月二十二日の事務連絡で示したものであると考えております。この事務連絡においては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の本年十月一日以降の取扱いの変更を唐突かつ詳細な説明

なく示され、県内の確保病床数が大幅に減少するおそれがございました。このため、県では、これまで全国知事会を通じて国に強く対応を働きかけてきたところでございます。

その結果、十一月二十一日の国の事務連絡におきまして、病床確保料が減額される調整対象の医療機関について、即応病床使用率の要件が撤廃されたほか、診療収入要件の見直しや調整対象除外の要件等も示されたところであり、議員の御懸念、従前の御懸念につきましては、解消されたものと認識しております。

○副議長（蛭沢正勝） 執行部を入れ替えます。

二十四番一戸富美雄議員の発言を許可いたします。——一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

最初に、議案第一号「令和四年度青森県一般会計補正予算（第三号）案」について、歳出四款一項三目「予防費」、新型コロナウイルス感染症コールセンター設置運営事業の取組等についてお伺いいたします。

この新型コロナウイルス感染症コールセンターについては、新型コロナウイルス感染症患者との接触歴のある方、あるいは発熱や喉の痛み、せきなどの新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方、あるいは、こういったものを受けて、必要に応じて同感染症の疑いに該当する方を受入れ可能な医療機関へつなぐ役割をしているのがこのコールセンターだと思っております。

そこでまず、新型コロナウイルス感染症コールセンター設置運営事業の概要とその補正内容についてお伺いします。

○副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止、知識の普及啓発、公衆衛生の向上等を図るため、県民の皆様からの一般的な電話相談のほか、近隣の診療・検査医療機関

などを紹介するコールセンターを設置しております。

コールセンターでは、県民の皆様からの電話相談を二十四時間体制で受け付けており、通常は二回線に対応しているところでございます。しかしながら、今夏の感染拡大の際は、着信数が七月には約四万千回、八月には約十六万千回と急増したため、七月下旬から九月末までの間、着信数が特に多い九時から十八時までの時間帯などについて、臨時的に最大十三回線まで増設して相談対応を行ったところ です。

本定例会に提案している補正予算案では、今冬の新型コロナウイルス感染症拡大と季節性インフルエンザの同時流行により、コールセンターへの問合せや相談が急増することを想定し、最大二十二回線まで増設して対応するために要する経費を計上したものと なります。

○副議長（蛭沢正勝） 一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） 今のお話を聞きますと、七月から九月の間に十三回線に増設したと。当初二回線であったものが、四万一千から十六万ということであれば、予想を超える状況になったのに対応してきたということで大変評価するわけであり ますが、ただ、今第八波に入って、そして、今答弁の中でも、インフルエンザと一緒に発症する可能性があるという状況でありますから、まさに医療の逼迫を回避するために、コールセンターの役割はますます重要だと思 います。

そこで、県の新型コロナウイルス感染症対策が多様化する中で、県民からの問合せや相談に適切に対応するため、どのような方策を講じているのかお伺いしたいと思います。

○副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 県のコールセンターは、運営を専門の業者に委託することで、効率的かつ効果的に県民からの問合せや相談に対応しているところで す。

また、県では、コールセンターから着信・応答件数や相談内容等に

ついて報告を受けております。この報告を踏まえ、例えばコールセンターの体制を拡充したり、あるいは県ホームページによくある御質問のページを作成したりするなどして、工夫をしているところでござい ます。

○副議長（蛭沢正勝） 一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） 体制の充実、あるいはホームページとい うことでありますけれども、このコールセンターそのものは、県の情報からいくと、令和二年の三月頃から運用を開始して、感染者の増加に伴ってコールセンターの体制も強化してきたということであろうと 思います。

そこで、新型コロナウイルス感染症コールセンターの運用実績とその成果がどのようになってい るのかお伺いしたいと思います。

○副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 新型コロナウイルス感染症に係る県民の皆様からの相談対応は、コールセンター設置前は各保健所が中心となつて対応してきたところ です。コールセンターは、令和二年三月の開設でございますけれども、それ以降、これまで十万七千件余りの問合せや相談に対応してき ましたが、従来保健所が中心となつて対応してきたこれらの相談業務をコールセンターが担うことで保健所業務の負担軽減が図られ、入院調整や積極的疫学調査等の業務に集中して取り込むことが可能になりました。

また、県の新型コロナウイルス感染症対策が日々更新されている中で、県民の皆様に対し、コールセンターへの相談を通じて県の取組の周知が図られるなど、コールセンター設置の成果は大きいものと考えております。

○副議長（蛭沢正勝） 一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） 今の十万七千件の問合せがあったということと、先ほどお聞きした対応回線数を増加していくということであ

りますけれども、一点確認したいのは予備費の部分ですが、感染者の数は多くなるか少なくなるか予測できないわけでありますけれども、こういった回線数を増やすということは対応者も増えていくということでもありますけれども、予算の中ではそういった増えていく分も事前に見越した予算ということでもよろしいのでしょうか。

○副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 委託業者との関係の間でございますけれども、感染状況を見ながら、感染が拡大しているときには対応する方を増やしていただくという形で契約しております、今回の予算提案においては、最大限の感染が起きた場合を想定した上で準備をしているものでございます。

実際の感染が最大限まで行かない状況でありましたら、その分はまた予算上不用というような形で対応していきたいと考えております。

○副議長（蛭沢正勝） 一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） 実は、私の知人の一人もコールセンターを利用しております。それと、もう一人の方は、保健所も利用しました。コールセンターがあつたおかげで対応も早くなったというのと、保健所での対応も早くなったという評価を実際に感染した方々から聞きました。ぜひこれからピークを迎える状況でありますから、コールセンターの充実を図っていただきたいと思えます。

次に、歳出七款一項九目「保安行政費」、鉱害防止事業の取組等についてお伺いいたします。

一般質問でも出されておりましたけれども、旧尾太鉱山は銅や銀を産出し、江戸時代を中心に栄えたわけでありますけれども、一九七八年に閉山、一九八一年から県が管理、抗廃水の処理をしてきたものだと思います。そして、八月の大雨の影響で、西目屋村砂子瀬の旧尾太鉱山の本山処理場の導水管が破裂したという報告がされておりますけれども、まず、八月の大雨による旧尾太鉱山処理施設の被害状

況についてお伺いしたいと思います。

○副議長（蛭沢正勝） 商工労働部長。

○商工労働部長（三浦雅彦） 旧尾太鉱山の抗廃水処理施設は、旧坑道等からの抗廃水を処理する本山処理施設と、堆積場からの廃水を処理する木戸ヶ沢処理施設の二つの施設から構成されています。

今回、八月九日からの記録的な大雨により、上尾太沢地区の河川護岸の一部が流出し、抗廃水導水管の一部が破損する被害が生じたことから、本山処理施設の未処理抗廃水が流出したものでございます。

破損した導水管につきましては、応急対策工事と補強対策を実施し、九月二十二日以降は未処理抗廃水の河川への流出は確認されていないところでです。

なお、もう一か所の木戸ヶ沢処理施設においては、施設の設備や周辺に被害がなかったことを確認しています。

○副議長（蛭沢正勝） 一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） 被害の状況について、本山処理施設、そしてまた木戸ヶ沢処理施設、併せて調査して、被害がなかったということであります。

そして、安藤議員の一般質問の中で、周辺あるいは弘前地区の水道の關係の質問がされ、これについては影響がないというお話をいただいたので、この部分についてはお伺いしないことにします。

そして、今回の大雨被害の状況を見れば、まさに写真を見せていただきましたけれども、予想を超える道路、河川護岸の被害、損傷が大変大規模に至っているということを強く思ったわけであります。そしてまた、本復旧といっても、これから冬の期間に入ることでは、本復旧までの期間にかなり日数を必要とするわけでありますけれども、流域の市民生活に最終的には影響があつてはならないと思っております。

そこで、補正予算の内容について、どのように考えているのかお伺

いしたいと思えます。

○副議長（蛭沢正勝） 商工労働部長。

○商工労働部長（三浦雅彦） 今回の補正予算の内容は、旧尾太鉱山本山処理施設上尾太沢地区の応急的に設置した導水管を恒久的な導水管に交換するとともに、雪崩等による被害を未然に防ぐ仮復旧工事に必要な経費を計上しています。

また、本復旧工事に向けて、本年度中に導水管の既存ルートに加え、大雨や雪崩等の災害を回避できる新ルートの検討や、それを踏まえた導水管等の工事の設計に必要な経費を計上しているところです。

県といたしましては、これらの工事等を着実に実施するとともに、今後とも、地域住民の健康保護や生活環境保全の観点から、抗廃水処理をはじめとする鉱害防止事業に取り組んでまいります。

○副議長（蛭沢正勝） 一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） 予算の中身では新ルートについても検討していくということがありますから、処理する安全度が高まっていくと思えますので、ぜひ早期に完成するよう要望しておきます。

次に、歳出七款二項一目「観光振興費」、冬季観光需要喚起対策事業の取組等についてお伺いします。

国は、国内旅行の割引を支援する全国旅行支援のスタートに合わせ、平日の旅行を促進する「平日にもう一泊」キャンペーンを十月十一日に開始したと思っています。旅行需要を平日に分散させ、平準化を推進することは、国内旅行市場の活性化、あるいは観光産業の生産性向上を図る上で大変重要な課題だと思っています。

そこでまず、冬の平日宿泊キャンペーンを実施する目的と取組内容についてお伺いしたいと思います。

○副議長（蛭沢正勝） 観光国際戦略局長。

○観光国際戦略局長（堀 義明） 本キャンペーンは、本県の冬季の観光需要が休日に集中する傾向にあることを踏まえ、旅行会社と連携

して、冬の平日の観光需要を創出することを目的に実施するものです。

具体的には、現在、国が実施している「平日にもう一泊」キャンペーンと連動させながら、旅行会社に対して平日の本県旅行商品の造成を促すとともに、旅行会社が造成した旅行商品の購入者に対して、宿泊施設や観光施設等で使える千円分のクーポン券を五万人泊分付与し、需要を喚起するほか、特設キャンペーンサイトにより、本県の冬季観光の魅力を動画等で紹介していくこととしております。

また、国は、年明け以降も平日のクーポン券を上乘せした形で全国旅行支援の実施を予定していることから、県としては、本支援制度も活用しながら、冬の平日の誘客促進に取り組んでまいります。

○副議長（蛭沢正勝） 一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） この平日の宿泊キャンペーンは、大いに期待したいと思います。

そして、午前中、福士議員からお話があった中で、八月の被災を受けた地域、鱈ヶ沢町、深浦町、こういう西海岸の部分を積極的にPRするということについては理解いたしますけれども、午前中の答弁をお聞きしますと、全体的なPRですが、特に西海岸がその事業の中に入るということをうたっておりませぬけれども、そこで、特にその被災地域をPRするための取組というのはどう考えているのか、改めてお聞かせください。

○副議長（蛭沢正勝） 観光国際戦略局長。

○観光国際戦略局長（堀 義明） 西海岸地域への観光需要を強く喚起するため、本事業では、首都圏のJR東日本駅構内にあるデジタルサイネージや、列車内で放映されているトレインチャンネルを活用しながら、同地域の温泉をはじめとした冬の観光名所を、首都圏在住者を中心に、大々的にPRすることとしております。

こうした取組を来年四月から六月にかけて行われる津軽観光キャンペーンにもつなげながら、関係者と一丸となって西海岸地域への誘客

促進を切れ目なく展開していきたいと考えております。

○副議長（蛭沢正勝） 一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） 来年四月から六月の津軽観光キャンペーンを見据えた対応もしていくと。ぜひつなげていただきたいと思っております。

ただ、旅行となると、休日や祝日の利用者が多いわけですが、平日となると、なかなか難しい課題があると思っております。それとも一つは、補正予算ですから、三月までと期間が非常に短い取組になると思っています。

そこで、本キャンペーンの効果的な実施に向けて、どのような体制で運営していくのかお伺いしたいと思います。

○副議長（蛭沢正勝） 観光国際戦略局長。

○観光国際戦略局長（堀 義明） 本キャンペーンは、旅行会社を対象に、冬季観光の需要創出に向けた商品造成や販売促進を支援する取組であり、効果的に行うためには、旅行会社の目線に立った運営体制が必要であると考えております。

現在、旅行会社向けに実施している団体旅行商品の造成支援については、一般社団法人日本旅行業協会青森地区委員会や、一般社団法人全国旅行業協会青森県支部、さらには、公益社団法人青森県観光国際交流機構といった県内の観光事業者で構成される共同事業体に運営を委託しており、運営に対する全国の旅行会社からの要望にも対応しながら、商品造成に向けた支援が円滑に行われているところです。

こうしたことから、本キャンペーンについても、県内の観光事業者で構成される共同事業体に委託し、実施していくこととしております。

○副議長（蛭沢正勝） 一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） ぜひとも継続的な、あるいは効果のある事業にしていきたいと思っております。

次に、債務負担行為、青森港港湾計画調査費についてお伺いします。

港湾計画については、地域の多種多様な要請を有機的に統合して、長期的な視点に立った開発や、利用及び保全の基本的な姿を描く計画だと受け止めております。

そこで、港湾計画を改訂する理由についてお伺いしたいと思います。

○副議長（蛭沢正勝） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 現在の青森港港湾計画は、平成十三年に改訂してから二十年以上経過しており、脱炭素化やクルーズ船の増加への対応のほか、将来の港湾利用等を見据えた計画への見直しに着手する必要があるものと考えております。

また、国からの洋上風力発電基地港湾の候補地指定に関する意向調査に対して、県としては、青森港油川埠頭の指定を指す旨回答したところですが、基地港湾の指定に当たっては、港湾計画に洋上風力発電設備の基地機能を導入する区域を位置づけておく必要があります。

加えて、国からは、基地港湾の指定の必要性が高まった段階で指定に係る基準への適合性を確認し、指定の判断を行うとの方針が示されたところであり、これらを踏まえまして、県としては、青森港港湾計画の改訂を早急に進めることが必要と判断したところです。

○副議長（蛭沢正勝） 一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） その計画の改訂について、分かりました。

この洋上風力発電設備は、非常に重厚長大な資機材、あるいは高い耐荷重性を備えた岸壁でなければならない、あるいは、そのほかに組み立てる荷さばき所も広くなければならないといった条件がついているようでありますけれども、そういった意味では、本当に本県にとって基地港湾の設置というのは、新たな雇用や産業の育成につながるのではないかと私も思っているところであります。

そこで、基地港湾に指定されることによるメリットについてお伺いしたいと思います。

○副議長（蛭沢正勝） 県土整備部長。

○**県土整備部長（宮本健也）** 基地港湾に指定された場合の一般的なメリットとしては、洋上風力発電は、関連産業への経済波及効果が大きく、基地港湾の近傍には、発電施設の建設や運転、保守に係る企業の立地が期待されること、複数の発電事業者に対して最長三十年間埠頭を貸し付けることで、長期に安定した港湾の利用が見込まれることなどが挙げられ、青森港においても、基地港湾に指定された場合は、このようなメリットがあると考えられます。

○**副議長（蛭沢正勝）** 一戸議員。

○**二十四番（一戸富美雄）** 関連を含めてかなりメリットがあるということは分かりましたけれども、その計画は二年程度の計画になっておりますけれども、非常に急がなければならないと思います。

今回の補正予算の中で、港湾計画改訂に係る今後の具体的な進め方というか、その部分についてどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○**副議長（蛭沢正勝）** 県土整備部長。

○**県土整備部長（宮本健也）** 港湾計画の改訂は、港湾の長期構想の検討や将来の取扱貨物量等の推計を行い、これを基に港湾施設規模や土地利用計画について長期構想検討委員会において検討した上で、改訂案を作成いたします。

また、並行して環境影響評価や船舶航行安全調査を行い、その結果と併せて改訂案を地方港湾審議会及び国の交通政策審議会に諮問し、答申を経て公示することとなります。

これら港湾計画の改訂作業には、おおむね二年程度を要するものと見込まれますが、国や地元の方々と連携を図りながら、適切に進めてまいります。

○**副議長（蛭沢正勝）** 一戸議員。

○**二十四番（一戸富美雄）** 二年程度で多くの課題について取り組んでいく。大変厳しい取組期間だと思えます。

要望ですけれども、洋上風力発電事業の基地港湾に指定されるということは、先ほど来、メリットとかが話されました。洋上だけでなく、県内に設置している大型の風力発電施設については、私は思ったより当初の雇用や産業というのが創出していないのではないかと受け止めています。これは、港湾の問題ではないわけでありませうけれども、問題は、洋上風力もそうですし、大型風力も海外のものがほとんどであるという状況だと思っています。一つの部品を作るにしても、鉄塔を造るにしても、国内で作れないというのが実態だと思います。これは、一県だけでは解決できない問題だと思います。

台湾では——これは国の事情が違いますけれども、国策として二年以内に国内に部品などを作るメーカーを設置するといった法案もつくって進められているわけでありませう。

私は、そういう意味では、これから洋上風力発電の基地港を建設するに当たって、ぜひ県から国に対して、そういった海外の部品を国内で製造できるような環境づくりについて要望していただきたいと思っています。そのことが県内の製造業の発展に必ずつながると思いますし、将来のメンテナンスを考えれば、そのことをしっかりと対応していただきたい。これは要望としてお話をさせていただきますし、県土整備部だけでなく、その他の部分についても関連しますので、要望したいと思います。

最後に、議案第十四号「青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例案」及び議案十五号「青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」、改正の内容等についてお伺いしたいと思います。

午前中、田名部議員からお話がありましたけれども、私からも確認、お聞きしたいと思えます。この低炭素住宅は、つまり、二酸化炭素排出を抑える対策を取り、環境に配慮した住宅だと私も思っています。

すし、この低炭素住宅の根拠法となるのが、エコまち法と低炭素建築物認定制度になっていると思います。

そこで、条例改正の概要についてお伺いしたいと思います。

○副議長（蛭沢正勝） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 御審議いただいております二つの手数料徴収条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律、いわゆるエコまち法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、いわゆる建築物省エネ法の規定による事務に係る手数料について、それぞれ定めているものです。

今回の条例改正は、それぞれの法律の関係告示の改正等により、精緻な計算によらずに省エネルギー性能を確認できる誘導仕様基準が新たに設けられたことから、この場合の認定手数料を定めることとしたものです。

また、共同住宅の認定の申請区分が改められたこと、省エネルギー性能に関する認定基準が統一化されたことなどから、手数料の徴収区分の変更等を行うものでございます。

○副議長（蛭沢正勝） 一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） 住宅・建築物分野における最終エネルギー消費を見ると、三割以上を占めているというデータもあります。このエネルギー消費やCO₂排出の過去の増加を顕著に抑えるためには、こういった建築物住宅物の低炭素化を図るべきだという意見が強いわけでありませうけれども、そこで、どのような住宅が認定の対象となり得るのかお伺いしたいと思います。

○副議長（蛭沢正勝） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 認定の対象となる住宅は、窓や外壁等の断熱性に係る外皮性能と、暖房設備や給湯設備等の省エネルギー性に係る一次エネルギー消費性能について、省エネ基準を上回る誘導基準に適合しているものとなります。

なお、低炭素建築物の認定を受けるためには、誘導基準への適合に加え、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備を導入することにより、省エネルギー化分と再生可能エネルギー分とを合わせて、省エネ基準から五〇%以上エネルギー消費を削減すること等が必要となります。

○副議長（蛭沢正勝） 一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） 今言った太陽光だとか、いろんな部分を使って低炭素の住宅を造っていくことになるわけでありませうけれども、そういった新築住宅、建築物、高性能の住宅について、今新たな条例を見直しということではありますが、そのほかにもいろんな建て方があると思うんですけれども、長期優良住宅との違いというのはどのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

○副議長（蛭沢正勝） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 長期優良住宅は、低炭素建築物及び性能向上計画の認定に求められる一次エネルギー消費性能及び外皮性能に加え、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理、更新の容易性、災害リスク、居住環境に配慮していること、一定面積以上の住戸面積を有していること、維持保全の期間及び方法を定めていることなど、長期間居住するために必要な構造や設備等が整っていることが要件となっております。

○副議長（蛭沢正勝） 一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） 今、長期優良住宅についてお伺いしたわけでありませうけれども、今の低炭素住宅、長期優良住宅はそれぞれ違いがあるようでありませうけれども、これまでの条例を見ますと、県内四十市町村のうち、青森市と八戸市と弘前市はこの条例の範囲に入っていない。いわゆるそれぞれの市町村に建築主事を設置している箇所については、この条例の中に入っていないのではないかと思いますけれども、この三市を除いた昨年度までの県としての低炭素住宅の認定

実績についてお伺いしたいと思います。

○副議長（蛭沢正勝） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 昨年度までに認定を受けた戸建て住宅は、低炭素建築物は、平成二十四年十二月の制度開始以降で二百三十戸、性能向上計画につきましては、平成二十八年四月の制度開始以降で百四十七戸、それから、長期優良住宅につきましては、平成二十一年六月の制度開始以降で六千八百九十九戸となっております。

○副議長（蛭沢正勝） 一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） 低炭素が二百三十戸ですか。それぞれお話をいただきました。いずれこの低炭素住宅、高気密住宅というのは、午前中も田名部議員からお話がありました。かなりコストが高いということでありませうけれども、二酸化炭素削減、温暖化防止については、積極的に進めていく必要がある分野だと思っております。

そこで、県として、これらの制度の推進について、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○副議長（蛭沢正勝） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 県としても、良質な住宅ストックの形成の観点から、住宅の長寿命化と低炭素化の促進を図ることとしておりまして、これらの制度の推進が必要と考えております。

県では、引き続き、建築士や工務店向けの技術講習会の開催や、国の補助事業に採択された県内工務店を紹介するパンフレットの作成等により、県民向けの制度の周知を図ってまいります。

また、平成二十三年に現行の省エネ基準に対応した雪と寒さに強い青森型省エネ住宅ガイドラインを作成しておりますが、今後、誘導基準に対応させるための見直しを行うとともに、市町村、建築士、工務店等を対象とした研修の開催など、制度に関する理解が深まるよう取り組んでまいります。

○副議長（蛭沢正勝） 一戸議員。

○二十四番（一戸富美雄） これから建てる住宅について、今言った低炭素、長期優良もそうでありますけれども、今、原油が上がったりして、電気料も上がっていますけれども、やっぱり維持するランニングコストが低いほうがいいと私は思います。そういう意味では分かるんですけども、質問の中で話をさせていただきましたが、いずれにしても、コストがかかるということでもありますから、私は、このコスト対策を県として独自の支援策を含めて検討して、より多くの方々が利用できるような状況をつくる必要があると思いますので、低炭素住宅を進める中で、都市は特にそうですけども、県としての独自の取組が、支援ができるかどうか検討していただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（蛭沢正勝） 十五分間休憩いたします。

午後二時四十八分休憩

午後三時五分再開

○議長（三橋一三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

三十五番（洪谷哲一） 議員の発言を許可いたします。—— 洪谷議員。

○三十五番（洪谷哲一） 県民主役の県政の会、洪谷です。会派を代表して質疑を行わせていただきます。

それでは、まず初めに、平成二十七年四月、新教育委員会制度が発足しました。大綱の策定や総合教育会議の開催を通じて、地方公共団体の長と教育委員会が十分意思疎通を図り、より一層民意を反映した教育行政を進めていくことが求められています。その中で、このようなことが述べられております。知事との意思疎通と民意の反映、これが教育委員に求められているわけでありまして。

教育長を含め、六人全員を知事が任命、本県の教育行政は知事の問題意識が重要だと考えます。今回の人選についても、青森県の教育行

政をどのようなものにしていくかという知事の考えが最重要と考え、知事が考える本県教育の課題についてお伺いいたします。

○議長（三橋一三） 渋谷議員に申し上げます。通告の議案の款項目、もしくは議案をしつかり示してから質疑を行ってください。——渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） 失礼しました。

議案第二十六号「青森県教育委員会委員の任命の件」、任命の考え方と教育委員会会議の審議状況について。

もう一度質問いたします。知事が考える本県教育の課題についてお伺いします。

○議長（三橋一三） 知事。

○知事（三村申吾） 渋谷議員にお答えいたします。

私は、県政の最重要課題でございます人口減少の克服に向けまして、粘り強く、臆することなく、これまで以上に果敢にチャレンジしていく決意の下、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

また、人口減少が進む中にあっても、地域創生の原動力となりますのは人財——人の財（たから）と字を当てていますが——であり、教育には地域を支える人財を育成することが期待されていると私は考えるところでございます。

さらに、コロナ禍の長期化、物価の高騰、自然災害の激甚化、デジタル社会の進展など、本県を取り巻く環境は大きく変化しております。本県の子供たちは、未来の青森県づくりの基盤となる人財であり、教育委員会には、厳しい環境にあっても、主体性を持って様々な問題解決に取り組むことができる人財をしつかり育成してくれることを私としては期待しているところでございます。

○議長（三橋一三） 渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） 人財育成、教育にある姿を、今、知事からおっしゃっていただきました。

そこで、この問題意識のところなんですけれども、知事は五期二十年続けてこられました。一部マスコミによりますと、三村知事は今期で最後になる方向で調整中との報道があり、私自身も大きなショックを受けていました。

五期二十年で、三村知事自身、何を達成し、残っている課題は何なのか、知事の考えをお伺いします。

○議長（三橋一三） 渋谷議員に申し上げます。ただいまの質問は議題外でありますので、答弁は不要と考えます。質問を変えてください。——渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） それでは、質問を言い換えます。

五期二十年で何を達成したかということもさしておいて、残っている課題に対して、知事は、新しい教育委員にどのようなものを託してこの任命に当たっているのかお伺いします。

○議長（三橋一三） 知事。

○知事（三村申吾） 渋谷議員にお答えいたします。

まず、人事案件でございますので、今回お願いしているというか、安田委員についてどういう思いでということを中心として答弁させていただきます。

安田氏は、御自身で会社を経営しております。御存じのとおり、大きな会社の前に、いろいろと勉強して名古屋のほうで学校に入つてという形で、非常に刻苦勉強という言葉は古いんですけども、自分自身が非常に努力してきた方であります。また、地域における商工団体の活動でありますとか、学校の評議員など、教育活動に熱心に取り組まれております。自分自身も大変によく学ぶということを大切にしてきましたわけですけれども、教育活動にも熱心に取り組まれております。したがって、教育委員としての職責を果たしていただける方だと思っておりますのでございます。

安田氏が、議会の同意をいただきまして、委員に就任した際には、

こういった御自身の経験等を生かしていただいて、他の委員の皆様方とともに、教育行政の推進ということと、先ほどもお話しさせていただきましたが、人財の育成ということに、自らの経験も踏まえながら、しっかりと御尽力いただけると期待しているのであります。そういうわけで提案させていただいたというふうに御理解いただければと思います。

○議長（三橋一三） 洪谷議員。

○三十五番（洪谷哲一） 今回の人選——青森県教育委員会会議規則第十六条に、「教育長は、論旨がつきたと認めるときは、会議にはかつて採決しなければならない。」、そうあります。採決によって、六人の教育委員が決めることが本県の教育行政の決定事項になっています。それだけ重い責任を持つメンバーだと思います。

これまでの特に人格高潔ということは必要だと思いますが、この採決に当たり、その重い責任を負う教育委員がしっかりとその責務を全うできる体制になっているか、幾つかの事例を基に考えてみたいと思います。

まずは、三本木農業恵拓高校の馬術部の生徒が大げをした問題です。

昨年十二月、当該高校で深刻な事故が発生し、同じような事故が本年十一月二十二日にまた発生しました。生徒の命に関わる問題であり、これは非常に重要な問題であり、早急な対応が必要です。今回の教育委員にもこれらについて対応を求めるときと考え、質問します。

令和四年七月六日、第八百八十二回定例会議が行われました。この会議録が今ホームページで公表されておりますけれども、報告第一号「三本木農業高等学校肉牛舎での農業実習中の事故に係る対応について」という議題になっております。事故の概要の説明があった後、当該生徒のけがの状況について説明がありました。当該生徒は、事故後直ちに救急搬送され、搬送先の病院で緊急手術を受けたが、現在も深

刻な状況となっている。この深刻な状況が私にはよく分からない。これに対して委員から何か質問はなかったんですか。

○議長（三橋一三） 洪谷議員に申し上げます。議案第二十六号「青森県教育委員会の委員の任命の件について」ということで質疑を行っているわけでありますので、今の質問は議題外になると思いますので、質問を変えてください。——洪谷議員。

○議長（三橋一三） 洪谷議員。

○三十五番（洪谷哲一） これまでの委員、全て知事が任命しているわけです。今回も知事が推薦して任命されるわけですね。この日の会議の内容を見ていますと、質問もなければ、意見もない。ただ報告されただけなんです。

スポーツ健康課長が、このように述べております。事故調査委員会を立ち上げましたが、再発防止策の取りまとめの時期をあらかじめ定めず、検証等を進めていくこととしていると。この会議では、時期を設定せずに検証を進めていくと。それまでは再発防止策をやらなと言っているわけですね。私は、教育委員として、命に関わる生徒の重大事故が三本木農業高等学校であって、それに対して教育委員として何も意見を述べていない。それらの委員がこれまでの通例だったわけですね。

今回の安田氏に関して、やはりこういった問題に対してしっかりと向き合って意見を述べて、例えば事故の調査よりも再発防止が先でしようという発言があれば、今回の事故は食い止められたんじゃないかと。そういう意味では、教育委員の在り方、そして、今回の安田氏に求める教育委員の像、どういう像を求めているのか。これを今検証したくて話をしているわけです。

それではお伺いします。

知事、今の説明を基に、知事が求める教育委員会の委員像についてお伺いします。

○議長（三橋一三） 知事、議題の範囲内でお答えください。

○知事（三村申吾） 指摘をいただきました。議題の範囲内で、私もお答えいたします。

繰り返して、先ほどもお話しさせていただきましたが、教育委員会の委員につきましては、法律に基づきまして、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する方のうちから、その職責を果たしていただける方を選任しているところでございます。先ほど語る説明させていただきましたが、そういった点におきまして、安田氏におかれましては、委員としての職責を十分果たしていただけると、私としては考えるところでございます。

○議長（三橋一三） 渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） それでは、安田氏について、委員として適任と判断した理由と、どのような役割を期待しているのかお伺いします。

○議長（三橋一三） 渋谷議員に申し上げます。先ほど知事は、一個前の答弁でその旨を答えているはずですので、質問を続けてください。

——渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） なぜこのような話をしているかという点、教育委員は非常に重い責任を持っていて、その方々の質問であったり、意見であったり、そういうことが非常に大事な本県の教育行政に関わってくるようなことなので、そういうことがしっかりとできる人なのかどうか、それを私は知事に確認しているわけです。そうしてこれまでの五人、今現在、委員に就いている方々を私たち議会も同意してきたわけですね。

ところが、今回の三本木農業高等学校での事故に関しては、その委員はほとんど何も発言せず、教育長が話したことをそのまま聞いているだけと。本当にこれで委員の職責を全うしているのかと非常に疑問を抱いたわけでありまして。それで、今回の安田氏が果たしてそういう

ことに対して異を唱える、また、この問題に対して意見を述べられる方なのかどうかということで先ほどの質問をしました。安田氏を御存じのとおりだという話なので、それでは、安田氏はこういった事案に対してしっかりと自分の意見を述べられるような方なのかどうかお伺いします。

○議長（三橋一三） 知事。

○知事（三村申吾） お答えいたしますが、はなからそういう決めつけ方ということは、提案した私に対しては構わないんですけれども、やはり人事案件でございますし、そういうふういきちんと対応していただける方だと、委員としての職責を十分に果たしていただける方として提案させていただいておりまして、人権という点、人格に触れていく、食い込んでいくような質疑の在り方ということについては、私自身、こういうことでもいいものかと疑問を覚えた次第でございますが、委員としての職責を十分に果たしていただけたらと思っておりますので、お答えさせていただきます。

○議長（三橋一三） 渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） 私は別に決めつけて話をしているわけではなくて、議会に提案してきたので、そういう方なんですか——私はそういう問題意識を持っているものですから、それを聞いているだけなので、安田氏がいいとか悪いとか、そういう判断をしているわけじゃないんです。知らないかと賛否もきちつとできないと思つて、知事が提案してきたので聞いているだけなので、誤解しないでください。

さて、この委員の職責でもう一つ重要な課題は、採決すること。これは法律にあるわけですね。その採決ですけれども、これまでの教育委員会議は、ほとんど異議なし採決と言われる、異議ありませんか、異議がなければ原案を決定しますという採決の仕方なんです。私は、これからその委員にこういった問題も指摘してもらいたい。やはり誰かが言わなければ、この問題は変わっていかないと思うんですね。そ

ういうことで質問させていただきます。

令和三年十一月十二日、第三百二十二回臨時会会議で、青森県立高等学校教育改革推進計画第二期実施計画を決定いたしました。各教育委員から、第二期実施計画策定に当たったの考え方及び第二期実施計画の修正については、御意見をいただいた後、異議なし採決で決定されています。ところが、その後、原案の決定のときに、教育長は、意見はありますか、なければ原案のとおり決定するというところを行っていません。これは採決と言えるんですか。

○議長（三橋一三） 議案第二十六号に関する質疑ですので、今の質問は議題外になると思いますので、質問を変えてください。そして、度々注意を受けていますので、渋谷議員は、議題の中でしっかり質疑を行うように気をつけてください。——渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） 私は先ほども申しましたけれども、この委員が本当に教育委員としての職責を全うできるかどうかをお伺いしているだけなんです。

そして、これまでの教育委員会会議の中身を見ていますと、本当に職責を全うしているかどうか非常に疑わしい。それを確かめるために、今回質疑に立っているわけですね。なぜこれが議題外なのか私にはちょっと理解できないですけども、それでは、通告してありますので、次の質問に行きたいと思えます。

教育委員会会議では、異議の有無を確認する、賛否をはっきりさせるための採決を取っていません。この採決の手段を、賛否をはっきりさせるべく取るべきと思いますが、教育長の考えをお伺いします。

○議長（三橋一三） 教育長、議題の中でお答えください。

○教育長（和嶋延寿） 青森県教育委員会会議規則第十六条では、「教育長は、論旨がつきたと認めるときは、会議にはかつて採決しなければならぬ。」とされており、また、同規則第十七条第一項では、「教育長は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。」とされており、

同条第二項では、「教育長は、必要があると認めるときは、会議にはかつて、記名又は無記名の投票によって採決することができる。」とされており、教育委員会会議では、これらの規定にのっとり、適切に採決しているところです。

○議長（三橋一三） 渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） 今回の答えで納得いかないのは、教育委員会会議で最終的に第二期実施計画を策定するときに、教育長は、ほかに御意見等がありますか、なければ原案のとおり決定するとなっているわけですね。これは賛否を問うていないじゃないですか。採決になっていないと思います。

もう一度お伺いします。これは賛否を問うていないんじゃないですか。

○議長（三橋一三） ただいまの質問は、個別の教育行政に関することですので、答弁は不要です。質問を続けてください。——渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） 何度も説明させていただきました、別に今回の教育委員の人事に関して、その人が適任かどうか我々は判断したくてここにいるわけですね。知事が、人格高潔だと、推薦しますということだけで私たちは賛成できないわけです。それが、これまでの教育委員の流れでは、教育長も含めてしっかりした法律に従っていないんじゃないか。それに対して教育委員は何も言っていないわけですね。今回の人事で提案された方がその問題に対してきちんと向き合うのかどうか、それを確かめるために今質問しているわけです。

教育長、私は、先ほども申し上げましたように、起立採決なり、記名投票なり、青森県教育委員会会議規則第十七条第二項にありましたけれども、やっぱり教育委員の責務として賛否をはっきりさせて——もちろん、全てをそうしろと言っているんじゃないんです。重大事案に対してそういうことをすべきじゃないかと。教育の中身を変えることが必要なんじゃないかと提案して、そしてそれを今回の安田委員が

提案してくれるんじゃないかということを含んでいるわけですね。

その前提となるこの採決がこれでいいんだというのであれば、それは教育制度そのものに問題があることになってしまふ。もう一度、教育長、御答弁をお願いします。

○議長（三橋一三） 渋谷議員に申し上げます。教育制度そのものに問題があるのであれば、この議案ではなく、別の場で質問していただければと思います。——渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） ぜひとも教育長、教育委員は、非常に重要な役割を担っていると私は考えております。本県の教育行政は、知事がおっしゃるとおり、人財育成の要なんです。そういう意味では、この制度を含めて、今後、新たな教育委員と共に、そのことについてしっかり考え、検討して議論していただきたい。そのことを要望して、終わりたいと思います。

次に、議案第二十一号「公の施設の指定管理者の指定の件」、青森県総合社会教育センターの指定管理者の選定について。

総合社会教育センターの生涯学習活動支援業務について、指定管理者制度導入後の状況について伺います。

○議長（三橋一三） 教育長。

○教育長（和嶋延寿） 青森県総合社会教育センターは、平成二十四年度から指定管理者制度を一部導入しております。

指定管理者においては、施設の使用許可に関する業務や清掃・設備管理等の施設維持管理業務のほか、生涯学習活動支援として、あおもり県民カレッジやインフォメーションプラザありすの運営等の業務を実施しており、県民の学習活動や社会参加活動の支援を行っているところでです。

このうち、あおもり県民カレッジの学生数は、指定管理者制度導入前の平成二十三年度は一万七千三百二十七人でしたが、直近の過去三年間では、令和元年度が二万四千二百三十四人、令和二年度が二万五

千三百二十二人、令和三年度が二万六千八百六十人となっております。指定管理者制度導入後、学生数は増加し、着実に成果を上げております。

○議長（三橋一三） 渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） それでは、指定管理者導入前の社会教育主事の数、それと導入後の社会教育主事の数、その違いをお知らせください。

○議長（三橋一三） 時計を止めてください。

時計を進めてください。——教育長。

○教育長（和嶋延寿） 先ほどお答えいたしましたように、現在、総合社会教育センターは、県の直営部門と指定管理の部門がございます。指定管理の部門につきましては、全部で職員が十九名でございます。県の直営部門については、全部で十七名になっておりまして、県の直営部門の社会教育主事については三名（後日「五人」に訂正）となっております。

一方、指定管理者の部門につきましては、社会教育主事の資格のところについては、現在手元にはございませんが、一方で、社会教育の経験のある方、また、教員の経験のある方を多数採用して、業務に当たっているというところでございます。

○議長（三橋一三） 渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） 現在、直営では社会教育主事が三名いると。それが、指定管理者の部門では、今、手元には数字がないけれども、多数いるということです。それこそ指定管理者制度を導入する前と後でどのように違うのか。それは今、増えているということですか。お伺いします。

○議長（三橋一三） 教育長。

○教育長（和嶋延寿） 先ほどもお答えいたしました、県の直営部門と指定管理の部門がございます。全体を県で直営していたときの社会教育主事の資格を持つている方と、指定管理にした部分のところ

ついでに、社会教育主事の正確な資格を持っている方の数だけではなく、今お話をしましたように、経験のある方、また、民間の視点で様々な工夫をしていただける方に指定管理の部門で業務をしていただいているということでございます。

○議長（三橋一三） 洪谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） なぜこの話をしているかという点、指定管理者導入前と後の、直近ですけれども、社会教育主事、おおよそそういう資格を持った教育に関わる人がやっぱり減っているんですね。十八名から十二名に減っているわけですね。そういう中で、本当に青森県総合社会教育センターを指定管理に任せるべきなのかどうか。もちろん、掃除とか、施設管理の部分のほかでも、指定管理しようがしまいが委託しているの、それは問題ないと思うんですが、教育に関するところはやっぱり県の直営でやるべきじゃないか、そういうことを今私は言っているわけですね。

そこで、指定管理者の公募における今回の応募状況についてお伺いします。

○議長（三橋一三） 教育長。

○教育長（和嶋延寿） 総合社会教育センターは、平成三十三年度から令和四年度まで、豊かな学びを育む青い森グループにより管理運営が行われ、今年度が第三期指定管理期間の最終年度となっております。

このため、県教育委員会では、令和五年度から令和九年度までの第四期指定管理者について、本年六月から八月にかけて公募したところ、現指定管理者の構成団体の一つが代表団体となった学び・生かすあおもりグループ一者から応募があったものです。

○議長（三橋一三） 洪谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） 一者応募だったということですね。一者でしたけれども、選定理由をお伺いします。

○議長（三橋一三） 教育長。

○教育長（和嶋延寿） 指定管理者の選定に当たっては、選定の透明性、公平性を確保するため、外部有識者を含む青森県総合社会教育センター指定管理者審査委員会を設置し、書類審査及びヒアリングによる審査を実施し、学び・生かすあおもりグループを第一順位者に決定しました。

次に、県教育委員会において、第一順位者の申請者と細目的事項について協議を行い、その結果、当該施設の指定管理者としての運営実績を有しており、施設の管理を適切かつ安定して行う能力があると認められる、総合社会教育センターでの学習成果について、個人の学びにとどまらず、学習成果の地域への還元を目指した事業を具体的に提案している、障害者や高齢者等に関わる学習機会の提供や活動支援など、地域や社会の抱える課題に生涯学習の観点から応える事業の実施が期待できるなどの理由から、候補者として選定したところです。

○議長（三橋一三） 洪谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） 審査結果、点数をつけて審査するわけですが、それが五百点満点中、二百六十五・八点となっております。ところが、今の応募した事業者は、前回、他の事業者から指定管理を引き継いでいるわけですね。そのとき行った点数が三百三十四点、そういう水準だったんですね。今回はなぜこんなに低いのか。そして、この審査結果がこれだけ低いわけですので、選定をやり直すべきではなかったのかお伺いします。

○議長（三橋一三） 教育長。

○教育長（和嶋延寿） 今回の候補者の選定に当たっては、青森県の施設の指定管理者制度に係る運用指針にのっとり、公募による申請者について、外部有識者を含む審査委員会で第一順位者を決定し、当該団体と細目的事項に係る協議を行った結果、適正と認められたことから、指定管理者の候補者として決定したところです。

○議長（三橋一三） 洪谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） 前回よりも実績があり、ところが、前回の応募のときよりも総合評価が低い。六十八・二点も下げているわけですね。私は、やっぱり申請が低い水準であったなら、施設管理は別として、県が教育部門を直営で管理するという選択肢もあったと思いますが、教育長、そうしたほうがいいんじゃないですか。

○議長（三橋一三） 教育長。

○教育長（和嶋延寿） 繰り返しになりますが、当該団体と細目的事項に関する協議を行った結果、適正と認められたことから、指定管理者の候補者として決定したところです。

○議長（三橋一三） 渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） この総合評価があまりに低い点数ですね。

これはやっぱり教育に関わる問題ですので、私は問題だと思えます。ぜひとも今後、この問題に対して改めるなり、新たな基準を設けるなりしていただきたいと思えます。

議案第六号「令和四年度青森県鉄道施設事業特別会計補正予算（第一号）案」、歳出一款一項一目「鉄道施設管理費」、青い森鉄道線浅虫温泉駅バリアフリー設備整備事業についてお伺いします。

事業費が今回増額となっておりますが、具体的な理由についてお伺いします。

○議長（三橋一三） 企画政策部長。

○企画政策部長（東 直樹） 浅虫温泉駅のバリアフリー設備整備については、供用中の駅において実施する工事となり、安全確保に特に留意する必要があるため、施工業者の実際の作業内容に照らして、現場の状況を詳細に確認、調査しながら作業を進めているところ、事業費を増額する必要が生じたものです。

具体的には、線路上の高電圧の電線に近接した作業が必要となることが判明し、夜間に列車運行の合間を縫って、電気の送電を止めた上で作業する必要が生じたことや、エレベーター設置箇所に係るボーリー

ング調査で、地盤の安定性が想定より低いことが判明し、基礎ぐいに係る地盤改良の範囲の拡大が必要となったことにより、費用の増加が見込まれております。さらに、これらの施工方法の変更により作業日数が増加することに伴い、積雪期にも作業せざるを得ない状況となりましたため、当初予定していない除雪などの費用が見込まれることになりました。

このため、事業費約九千三百万円の増額が必要となり、今回、補正予算として計上しているところです。

○議長（三橋一三） 渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） 予算二・二億円の上での九千万円。こんな増額はあまり聞いたことがないわけですね。

増額となった事業費の財源はどうするんですか。

○議長（三橋一三） 企画政策部長。

○企画政策部長（東 直樹） 本事業に係る事業費については、三分の一について国の補助金を活用し、残りを青森市と県で折半して負担するスキームとなっております。

今回の事業費の増額分についても、このスキームに基づき、国、青森市、県が三分の一ずつ負担することを予定しております。

○議長（三橋一三） 渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） 全体事業費はどのように見込んでいるんですか。

○議長（三橋一三） 企画政策部長。

○企画政策部長（東 直樹） 本事業の建設工事は、令和四年度と令和五年度の二か年を予定しており、その事業費については、昨年度実施した実施設計の段階では、令和四年度分として約二億二千万円、令和五年度分として約三億四千万円、合計約五億六千万円と見込んでいたところです。

しかしながら、今回、令和四年度分の事業費について約九千三百万

円の増額となる見込みであり、令和五年度分についても、現在精査しているところですが、昨今の建設資材価格の高騰の影響等を踏まえれば、増額となることが想定されているところですが。

このことから、全体事業費については、昨年度の実施設計の段階のものから増額となるものと考えております。

○議長（三橋一三） 洪谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） 五・六億円、そういう総額予算の中、実施設計を約五千万円で発注して、その中には調査というのもありました。五・六億円の中の実施設計が五千万円です。その中で調査も行われているにもかかわらず、これだけの差額が出る。私は、やっぱり実施設計の精度をもっと上げる必要があるんじゃないかと。これは、予算に対して本当にこれでいいのかということを疑念に思うわけでありませう。ぜひとも今後、この実施設計に当たっては、より精度を高めたものになるように、やはり県として取り組んでいただきたいと申し上げて、終わりたいと思います。

議案第一号「令和四年度青森県一般会計補正予算（第三号）案」について、歳出二款二項四目「総合交通対策費」、地域公共交通事業継続特別対策事業費補助の内容等について。

本事業の支援対象とした交通機関の考え方についてお伺いします。

○議長（三橋一三） 企画政策部長。

○企画政策部長（東 直樹） 県では、コロナ禍による地域公共交通事業者の影響に応じて必要な対応をしています。

バス事業者に対しては、ICカードの導入や広域路線バスの国庫補助制度では対応できないコロナ禍による欠損額の支援等をしてきたところですが、高速バスについては、令和三年十月から本年九月までの収入が、コロナ禍前と比較して約五五%減少し、約十億七千七百万円の減収となっております。コロナ禍前は、収益の柱として事業全体の約三割を占めた高速バス事業の収益は、現在二割を切る水準にとどまるな

ど、厳しい状況となっております。

また、タクシー事業者についても、これまで必要な支援を行ってきたところですが、青森県タクシー協会に加盟する九十二社の令和三年十月から本年九月までの収入は、コロナ禍前と比較して約二三%減少し、約二十七億二千五百万円の減収となっております。

高速バス事業者及びタクシー事業者の減収は現在も続いており、さらには、昨年度から続く原油価格高騰に加えて、物価上昇に伴う負担増により、各事業者の経営状況は一層厳しいものとなることが見込まれることから、事業継続のためにさらなる支援をすることとしたものです。

○議長（三橋一三） 渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） バス、そしてタクシーと非常に厳しい状況にあります。特にタクシーに至っては、コロナ前から赤字の企業が多くて、今後、地域公共交通の一翼を担っていく上で非常に心配されるわけです。コロナ禍がさらにそれに拍車をかけた。

今後タクシー事業者の支援が必要と考えますが、知事の考えをお伺いします。

○議長（三橋一三） 企画政策部長。

○企画政策部長（東 直樹） 地域住民の生活の足であるタクシーは、利用者のニーズに応じて、二十四時間にわたってドア・ツー・ドアの交通サービスが提供可能な重要な公共交通であると考えています。

そのため、県では、新型コロナウイルス感染拡大の状況等に応じた運行支援金の交付のほか、コロナの先を見据えたデジタル化や新サービスの導入に対する支援、青森県タクシー協会による全県的な利用促進キャンペーンの実施等に対する支援など、各種の対応をしてきたところですが。

また、令和三年六月からは、青森県バス交通等対策協議会の構成員に青森県タクシー協会を加え、本県の地域公共交通の検討に参画いた

だいているほか、タクシーを利用したデマンド交通等を導入する市町村に対して、公共交通に関する高い知見を有するアドバイザー派遣などの支援をしており、地域公共交通の維持、確保に向けて、タクシー事業者と連携した取組を進めています。

県としては、今後とも、県民の暮らしを守るため、タクシー事業者を含む地域公共交通事業者へのコロナ禍の影響や事業環境の変化を見極めながら、地域公共交通の維持、活性化が図られるよう、必要な支援を行ってまいります。

○議長（三橋一三） 渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） ぜひ今後のタクシーを地域公共交通の足として、県一体となって支えていただきたい。それをお願いしたいと思います。

最後に、歳出四款一項三目「予防費」、第八波に向けた新型コロナウイルスウィルス感染症対応の強化について。

私は、早期にPCR検査によって感染の有無を確認することがまず第一歩であって、それを広めていくことが感染拡大を予防することになると思います。

令和四年度におけるPCR検査等無料化事業の実績と今後の見通しについてお伺いします。

○議長（三橋一三） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） PCR検査等無料化事業は、飲食、イベント、旅行、帰省などに伴って陰性の検査結果が必要な方に対する検査を無料で行う定着促進事業と、感染不安を感じるために検査を希望する県民に対する検査を無料で行う一般検査事業があります。

定着促進事業は、国の通知に基づき、令和四年八月末で一旦終了しており、令和四年四月から八月末までの実績は、三千二百九十件の検査を実施し、陽性判定件数が二十件でした。

また、一般検査事業は、令和四年四月から十一月末までに八万五千

九百三十三件の検査を実施し、陽性判定件数が三千五百三十八件となっております。

なお、一般検査事業については、現時点では今月末までの実施を予定しており、来月以降の実施についても、感染状況等を踏まえ、国と協議しながら適切に対応してまいります。

○議長（三橋一三） 渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） 最後に、歳出七款一項六目「地域産業費」、中小企業者等燃料価格高騰対策緊急支援事業の取組等について、意見だけ述べさせていただきます。

今回は、法人十万円、個人経営者五万円、一律の支給になっています。しかし、実際は、この燃料等の高騰で困っているのは、やっぱり使うところです。一律給付ではなくて、給付金額については、事業者の燃料価格高騰の影響度合いに応じて設定すべきと考えます。ぜひとも今後、そういった対策をお願いして、終わりたいと思います。

○議長（三橋一三） これをもって質疑を終わります。

◎ 人事案件委員会付託省略

○議長（三橋一三） お諮りいたします。議案第二十六号は、人事案件につき委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（三橋一三） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎ 議案所管委員会付託

○議長（三橋一三） 議案第一号から議案第二十五号までは、お手元

に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管委員会に付託いたします。

第312回定例会総務企画危機管理委員会議案付託表

番 号	件 名	
	入	出
議案第1号	令和4年度青森県一般会計補正予算(第3号)案	
	第1表 歳入歳出予算補正	
	歳 入	歳 出
	第1款 県税	第1款 議会費
	第2款 地方消費税清算金	第2款
	第5款 地方交付税	第1項 総務管理費
	第9款	第2項 企画費
	第2項 国庫補助金中所管分	第4項 徴税費
	第3項 委託金中所管分	第5項 市町村振興費
	第14款	第6項 選挙費
	第7項 雑入中所管分	第7項 防災費
	第15款 県債	第8項 統計調査費
		第9項 人事委員会費
		第10項 監査委員費
		第10款 教育総務費中所管分
		第11項 諸支出金
		第13款
	第4表 地方債補正	
議案第4号	令和4年度青森県管理特別会計補正予算(第1号)案	
議案第6号	令和4年度青森県鉄道施設事業特別会計補正予算(第1号)案	
議案第11号	特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例案	
議案第12号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	
議案第13号	青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案	
議案第16号	当せん金付証券の発売金額の決定の件	

第312回定例会環境厚生委員会議案付託表

番号	件名
議案第1号	令和4年度青森県一般会計補正予算(第3号)案 第1表 歳入歳出予算補正 第9款 歳入 第1項 国庫負担金中所管分 第2項 国庫補助金中所管分 第3項 委託金中所管分 第12款 基金繰入金 第2項 基金繰入金 第14款 繰入中所管分 第2表 繰越明許費補正中所管分 第3表 債務負担行為補正中所管分
議案第2号	令和4年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計補正予算(第1号)案
議案第8号	令和4年度青森県病院事業会計補正予算(第2号)案
議案第20号	公の施設の指定管理者の指定の件

第312回定例会農林水産委員会議案付託表

番号	件名
議案第17号	令和4年度青森県一般会計補正予算(第3号)案 第1表 歳入歳出予算補正 第9款 歳入 第2項 国庫補助金中所管分 第3項 委託金中所管分 第14款 繰入中所管分 第7項 繰越明許費補正中所管分 第2表 繰越明許費補正中所管分 工事の請負契約の件

第3 1 2 回定例会商工労働観光エネルギー委員会議案付記表

番 号	件 名
議案第 1 号	令和4年度青森県一般会計補正予算(第3号)案
	第1表 歳入歳出予算補正
	第9款 歳 入
	第2項 国庫補助金中所管分
	第3項 委託金中所管分
	第5款 歳 出
	第7款 労働費 商工費
議案第 7 号	令和4年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)案

第3 1 2 回定例会文教公安委員会議案付記表

番 号	件 名
議案第 1 号	令和4年度青森県一般会計補正予算(第3号)案
	第1表 歳入歳出予算補正
	第9款 歳 入
	第1項 国庫負担金中所管分
	第2項 国庫補助金中所管分
	第3項 委託金中所管分
	第10款 財源収入
	第14款 雑入中所管分
	第9款 歳 出
	第10款 警察費
	第1項 教育総務費中所管分
	第2項 小学校費
	第3項 中学校費
	第4項 高等学校費
	第5項 特別支援学校費
	第6項 社会教育費
	第7項 保健体育費
議案第21号	第2表 繰越明許費補正中中所管分 第3表 債務負担行為補正中中所管分 公の施設の指定管理者の指定の件

第312回定例会建設委員会議案付記表

番号	件名
議案第1号	令和4年度青森県一般会計補正予算(第3号)案 第1表 歳入歳出予算補正 歳入 第7款 分担金及び負担金 第9款 第3項 委託金中所管分 第12款 第1項 特別会計繰入金 第14款 第4項 受託事業収入 第2表 繰越明許費補正中所管分 第3表 債務負担行為補正中所管分
議案第3号	令和4年度青森県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)案
議案第5号	令和4年度青森県駐車場事業特別会計補正予算(第1号)案
議案第9号	令和4年度青森県工業用水道事業会計補正予算(第1号)案
議案第10号	令和4年度青森県下水道事業会計補正予算(第2号)案
議案第14号	青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例案
議案第15号	青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案
議案第18号	工事の請負契約の一部変更の件
議案第19号	権利の放棄の件
議案第22号	公共施設等の整備等に関する事業契約の一部変更の件
議案第23号	青森県道路公社が行う有料の県道の新設に係る変更について同意するの件
議案第24号	青森県道路公社が行う県道の改築及び料金の徴収に係る変更について同意するの件
議案第25号	青森県道路公社が行う県道の改築及び料金の徴収に係る変更について同意するの件

◎ 請願上程・所管委員会付託

○議長(三橋一三) 請願受理番号第五号を議題といたします。
 ただいま議題となりました請願一件は、お手元に配付してあります
 請願文書表のとおり、所管委員会に付託いたします。

請願文書表

(第312回定例会)

令和4年 // 月 // 日

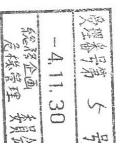
請願

受理 月日	受理 番号	所 管 委員会	件 名	提 出 者	紹介議員
11.30	5	総務企画 危機管理	青森県私学助成に ついての請願書	八戸市湊高台6-14-5 青森県私立高等学校保護者会連合会 会長 向田 秀美	和田 寛司 外1名


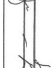
青森県私学助成についての請願書

提 出 者

青森県八戸市湊高台6-14-5
青森県私立高等学校保護者会連合会
会 長 向田 秀美
(八戸学院光星高等学校PTA顧問)



紹介議員



印

紹介議員

和田 寛司

印

紹介議員

山本 知也

印



令和4年11月10日

青森県議会

議長 三橋 一三 様

要旨

- 一 私立高等学校経常費補助金の維持・拡充について
- 一 私立高等学校等就学支援金および青森県私立高等学校等就学支援費補助金等の維持・拡充について
- 一 私立高等学校等施設設備の増改築事業費に対する助成の拡充について
- 一 公私協働による安定的収容

1. 私立高等学校経常費補助金の維持・拡充を要請する。

国による私立学校振興補助法が成立して47年を迎え、青森県私立高等学校保護者会連合会は、私学振興大会のメローカーンを覚えることなく「豊かな私学教育の振興と保護者負担の軽減のために」と38年間指針を貫き、皆様にご支援いただきながら活動を展開してきました。
令和4年度の私立高等学校経常費補助金は、生徒一人当たり単価350,608円であり、昨年度より5,081円の増額となりました。しかしながら、全国的に見れば全国平均を下回っており、全国第31位となっております。
今後とも私学に通う保護者の負担を少しでも緩和すべく、是非とも私立高等学校経常費補助金が維持・拡充されるようお願い致します。

2. 私立高等学校等就学支援金および青森県私立高等学校等就学支援費補助金等の維持・拡充を要請する。

私立高等学校の授業料の実質無償化に向け、令和2年度より年収590万円未満世帯に対して年間約40万円までの支援が国において実施されております。また、年収590万円以上710万円未満世帯に対しては県において一定額の上乗せ補助も実施されております。しかしながら年収590万円を超える世帯においてはまだ授業料負担は大きなものとなっております。
私立高等学校に通う生徒・保護者のより一層の学習負担軽減のため、国に対して就学支援金制度の維持・拡充を要請するとともに、青森県私立高等学校等就学支援費制度の維持・拡充をお願い致します。

3. 私立高等学校等施設設備の増改築事業費に対する助成の拡充を要請する。

公立高校は新増改築を進めることで、耐震化・防災・安全機能が強化されております。現在の私立高等学校の校舎は、老朽化が進み、構造上危険な建物の改築や補強について耐震性能を確保することが求められております。学校は時として災害時の避難場所としての役割も果たします。その安全性を確保することは極めて重要であります。校舎等の耐震化につきましては、耐震化促進事業費補助制度が増額され、継続されることになりました。私立学校の施設・設備の増改築事業費の助成の更なる維持・拡充の検討をお願い致します。

4. 生徒減少期に入った今日、従前以上の公私協働による安定的収容を図るよう要請する。

急激な少子化の渦中にあり生徒減少は免れず、各校経営は困難を極めております。
公立高等学校と私立高等学校の入学者の割合は、これまでおよそ75対25で推移してきましたが、今後とも公私協働を図り、私立高等学校においても安定的に生徒が確保されるようお願い致します。

現在、厳しい県の財政状況を踏まえ、財政改革を重要課題として推進していることは十分承知してはいますが、本県の「入つくり」に果たす私立高等学校の役割を再認識していただき、是非とも来年度の手厚に、私学助成の維持・拡充をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上の通り提出いたします。

青森県私立高等学校保護者会連合会

会長 向田 秀美



令和4年度
第38回青森県私学振興大会青森大会

大会参加者数	133名
--------	------

令和4年度

請願署名数	65,127筆
-------	---------

◎議長休会提議

○議長（三橋一三） 本職から提議があります。

お諮りいたします。各常任委員会開催のため、明七日は休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三橋一三） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の議事は終了いたしました。

十二月八日は午前十時三十分から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時五十二分散会